

進化するコンビニ交付の最新情報と マイナンバーカード利活用の動向

平成29年10月

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

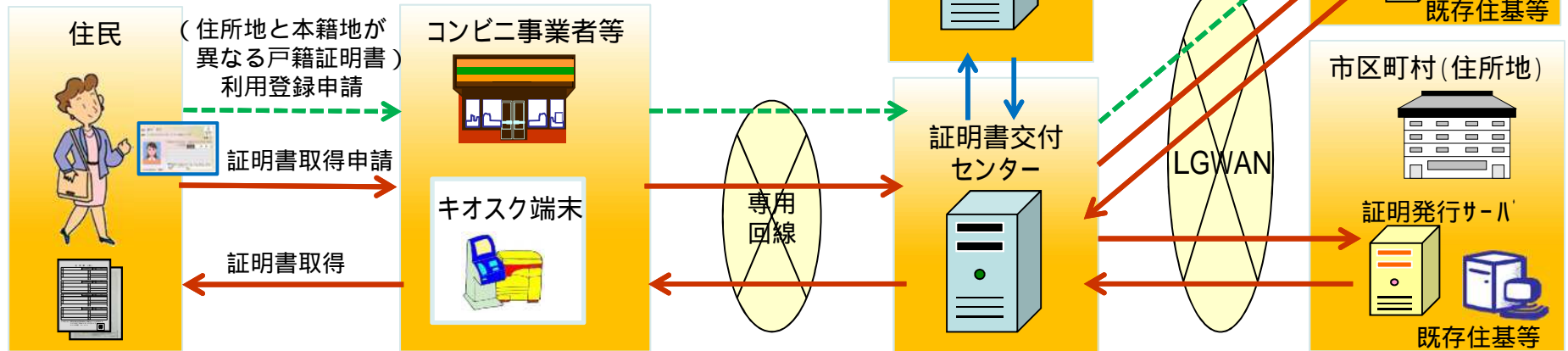
研究開発部

マイナンバーカードの利活用方法

コンビニ交付

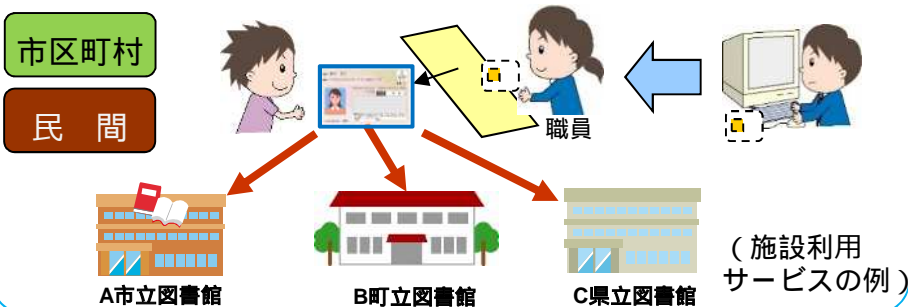
市区町村

- ・「いつでも・どこでも・なんでも・すぐに」住民自ら全国のコンビニ等店舗で証明書が取得できる
- ・住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書も取得可能



マイナンバーカードAP搭載システム

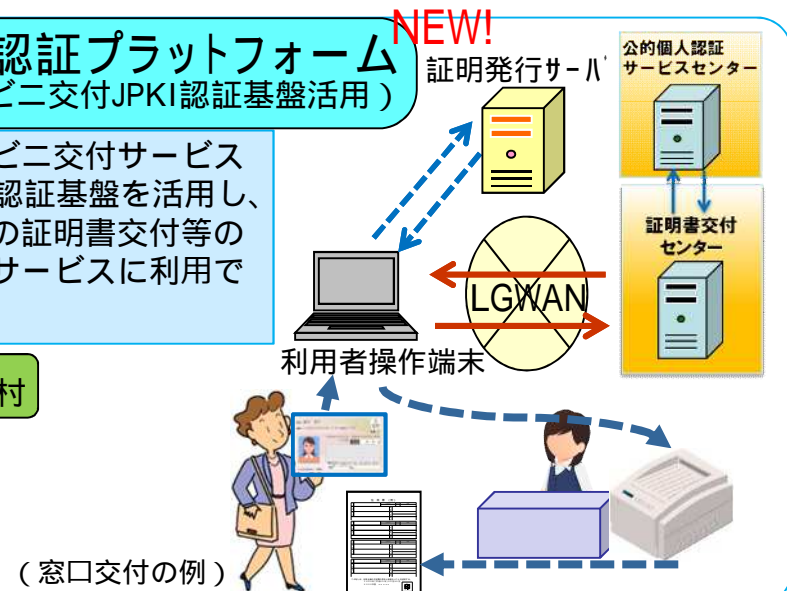
- ・マイナンバーカードAP搭載システムでカードAPを搭載すれば、近隣市区町村や都道府県等と連携してマイナンバーカードを活用した様々なサービスが提供できる
- ・引越しても継続してサービスを利用できる
- ・経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能



NEW! 地方認証プラットフォーム (コンビニ交付JPKI認証基盤活用)

- ・コンビニ交付サービスのJPKI認証基盤を活用し、窓口での証明書交付等の新たなサービスに利用できる

市区町村



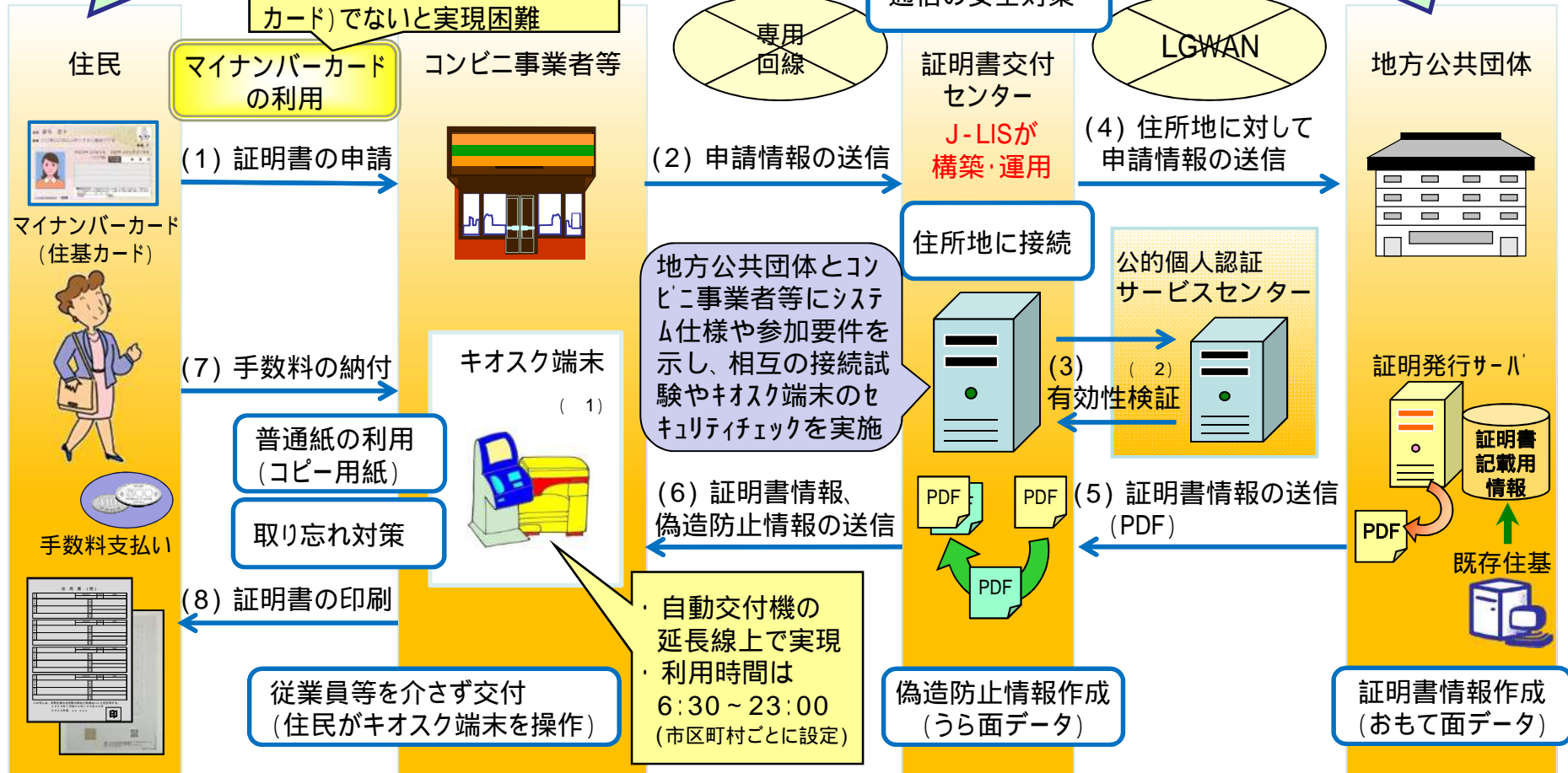
第1部 コンビニ交付について

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

全国共通の仕様が必須であり、マイナンバーカード(又は住基カード)でないと実現困難



- (1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
- (2) マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。

参加団体と実施店舗数

(平成29年10月15日現在)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

		提供サービス							
		住民票の写し	住民票記載事項証明書	印鑑登録証明書	各種税証明書	戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
						(住本)	(住本)		
参加団体数	448	448	58	448	288	281	143	243	131
取組比率	-	100%	13%	100%	64%	63%	32%	54%	29%

各種税証明・・・所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

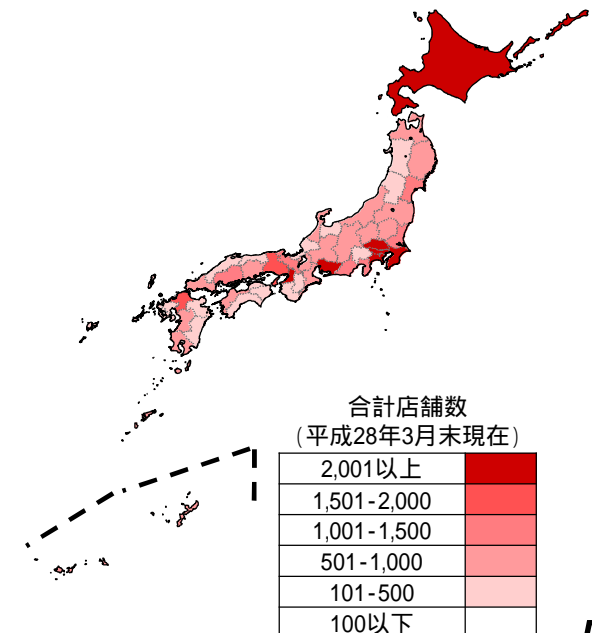
コンビニ交付実施店舗数

全国約53,000店の以下のどこの店舗でもコンビニ交付がご利用できます。

	事業者名	店舗数	開始年月	月間交付通数	
コンビニエンスストア	セブン イレブン	19,451	H22.2.2	108,479	51.7%
	ローソン	11,982	H25.4.4	35,961	17.1%
	サークルKサンクス	4,817	H25.5.27	5,153	2.5%
	ファミリーマート	12,802	H25.9.2	45,595	21.7%
	セコマ	1,125	H26.9.1	314	0.1%
	国分グローサーズチェーン	32	H27.2.2	55	0.0%
	セーブオン	488	H27.8.26	118	0.1%
	ミニストップ	2,180	H28.12.21	2,568	1.2%
	ポプラ	1	H29.9.22	2	0.0%
スーパーその他	Aコープ北東北	1	H26.4.24	3	0.0%
	イオンリテール	17	H26.9.1	31	0.0%
	エコープ鹿児島	3	H27.7.16	4	0.0%
	庁内設置(46団体)	-	H27.7.20	11,744	5.6%
合計		52,898		210,027	100.0%

(平成29年3月末現在の店舗数)

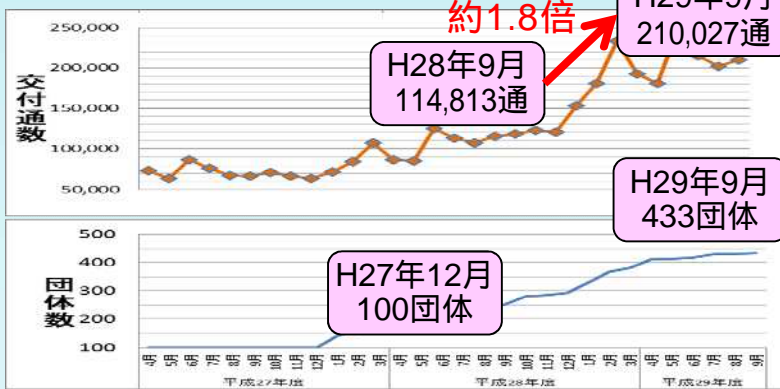
は開始年月時点の店舗数



コンビニ交付の利用状況

(平成29年10月15日確定値)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
合計	107,157	114,813	118,332	122,261	120,395	153,226	180,469
団体数	246	251	280	284	294	333	367
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
合計	232,996	192,227	180,809	248,894	215,265	202,114	210,027
団体数	382	411	413	418	430	430	433

年度別交付通数

種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計
住民票	112,343	259,500	360,944	432,348	748,120	588,236	2,565,706
住記載		228	1,260	2,213	6,310	6,205	16,216
印鑑	115,669	215,581	326,237	393,904	664,150	492,442	2,273,449
税	3,686	12,478	31,075	46,253	87,051	110,771	291,382
戸籍	4,003	12,433	20,518	24,643	47,196	46,820	155,837
附票	321	1,241	2,103	2,951	5,714	4,862	17,234
合計	236,022	501,461	742,137	902,312	1,558,541	1,249,336	5,319,824

交付割合(交付通数の多い市区町村 - 平成29年9月実績 -)

	全体	1位 大阪市	2位 横浜市	3位 宮崎市	4位 練馬区	5位 市川市
月間交付通数	210,027	8,516	7,597	7,157	6,141	5,497
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	46.9%	46.3%	50.1%	32.9%	41.6%	37.4%
他市区町村でのコンビニ交付割合	19.4%	10.4%	11.8%	3.8%	18.5%	19.1%

マイナンバーカードのアプリの概要

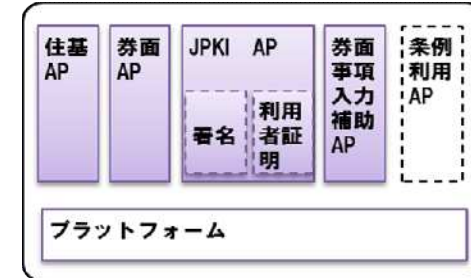
マイナンバーカードの表面（案）



マイナンバーカードの裏面（案）



マイナンバーカードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面における券面記載情報の改ざん検知 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(個人番号12桁) 個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁:生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6 ~ 16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ 個人番号 及びその電子署名データ 4情報 及びその電子署名データ <p>注) 、 については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<p>については、暗証番号(4桁の数字)</p> <p>については、照合番号A(個人番号12桁) これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。</p> <p>については、照合番号B(14桁:生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)</p>
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コードを記録 住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

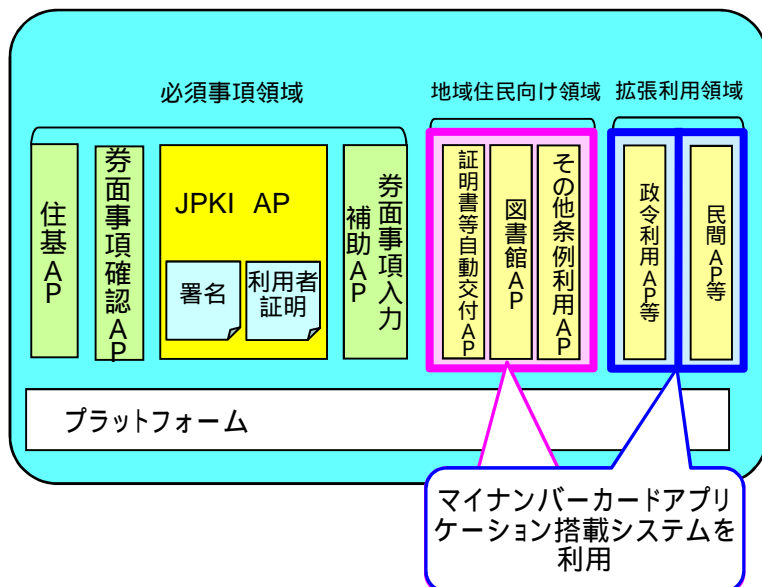
「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。

マイナンバーカードの条例利用

マイナンバーカードは、各市区町村において交付(発行は、J-LISに委任)

希望者にマイナンバー
カード(ICカード)を交付

(ICチップ部分のイメージ)



マイナンバーカードの空き領域を、地域住民向け領域や拡張利用領域として使用することが可能。

マイナンバーカードのメリット

個人番号を証明する書類として

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

本人確認の際の公的な身分証明書として

金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

各種民間のオンライン取引 / 口座開設

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

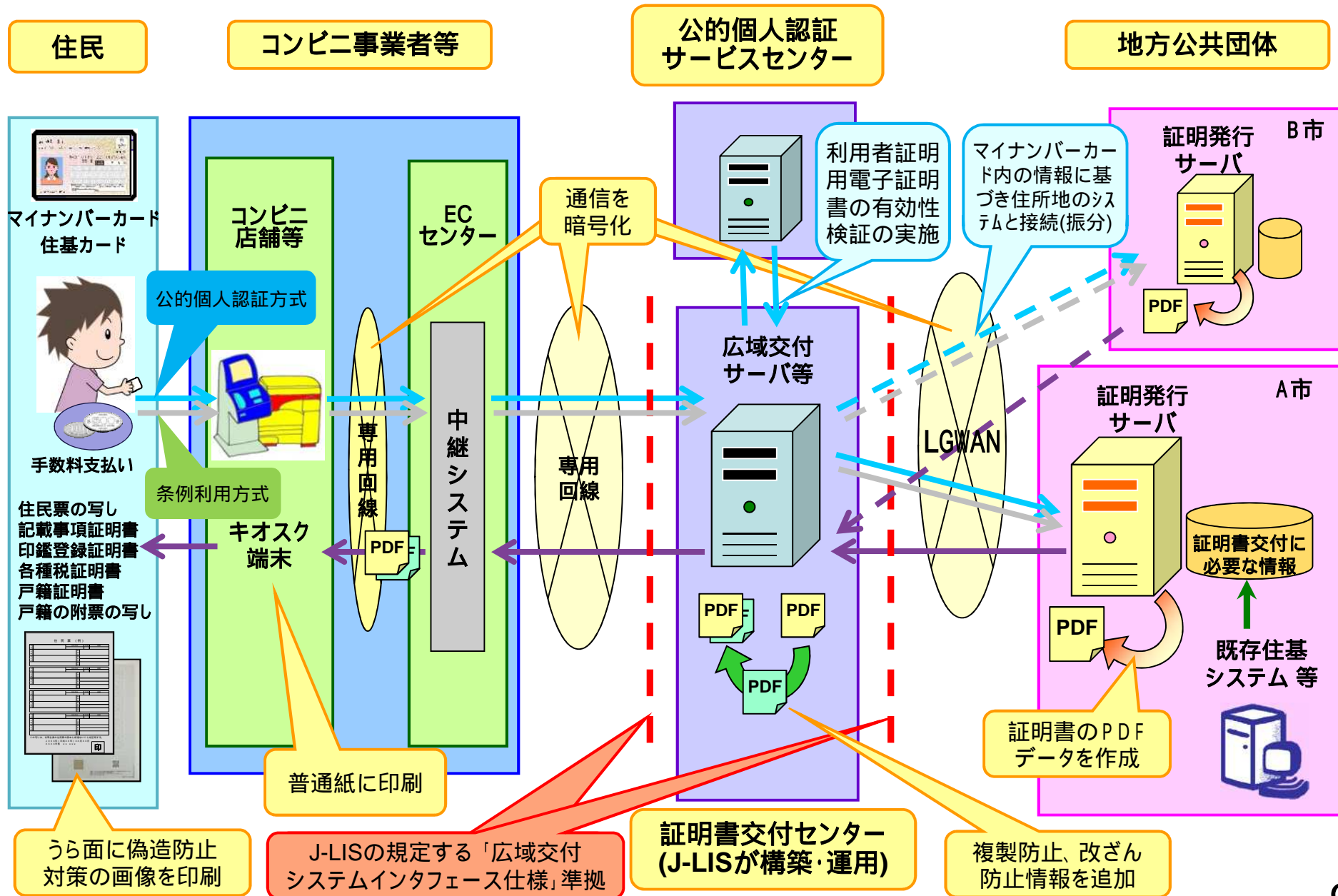
空き領域を活用した、市町村での条例利用サービスや国・都道府県・民間での多目的利用サービスに使えます。

条例利用サービスとして、証明書等自動交付(コンビニ交付及び自動交付機等)、印鑑登録証、図書館カード等に利用できるほか、国において国家公務員身分証の機能搭載を開始している。

- ・ マイナンバーカードで条例利用を行うには、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を随時搭載・削除するためのシステムが必要である。
- ・ J-LISでは、**マイナンバーカードアプリケーション搭載システム**(旧ICカード標準システム)として、同機能を提供するシステムを開発し、そのソフトウェアを希望する市町村等に無償で提供している。(住基カードにおいても、引き続き条例利用が可能。)

・ マイナンバーカードアプリケーション搭載システムをクラウドサービスでも提供しているため、国・都道府県・民間事業者は当該システムを利用して、拡張利用領域へのカードAPの搭載・削除が可能となる。

コンビニにおける証明書等の交付の概要



公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付のメリット

本人認証方式の比較

公的個人認証方式が選ばれる理由

本人認証の仕組み	カード条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード	住所地と本籍地 が異なる戸籍	有効期間 (更新時期)
条例利用方式 (カードAP認証方式)	必要	必要	証明発行サーバ 及び条例利用システム構築	利用者ID 及び 暗証番号	マイナンバー カード及び 住基カード	対応不可	10年 (カード更新)
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバ のみ構築	利用者証明用 電子証明書の 有効性検証	マイナンバー カード	対応可	5年 (利用者証明用 電子証明書更新)

市区町村におけるメリット

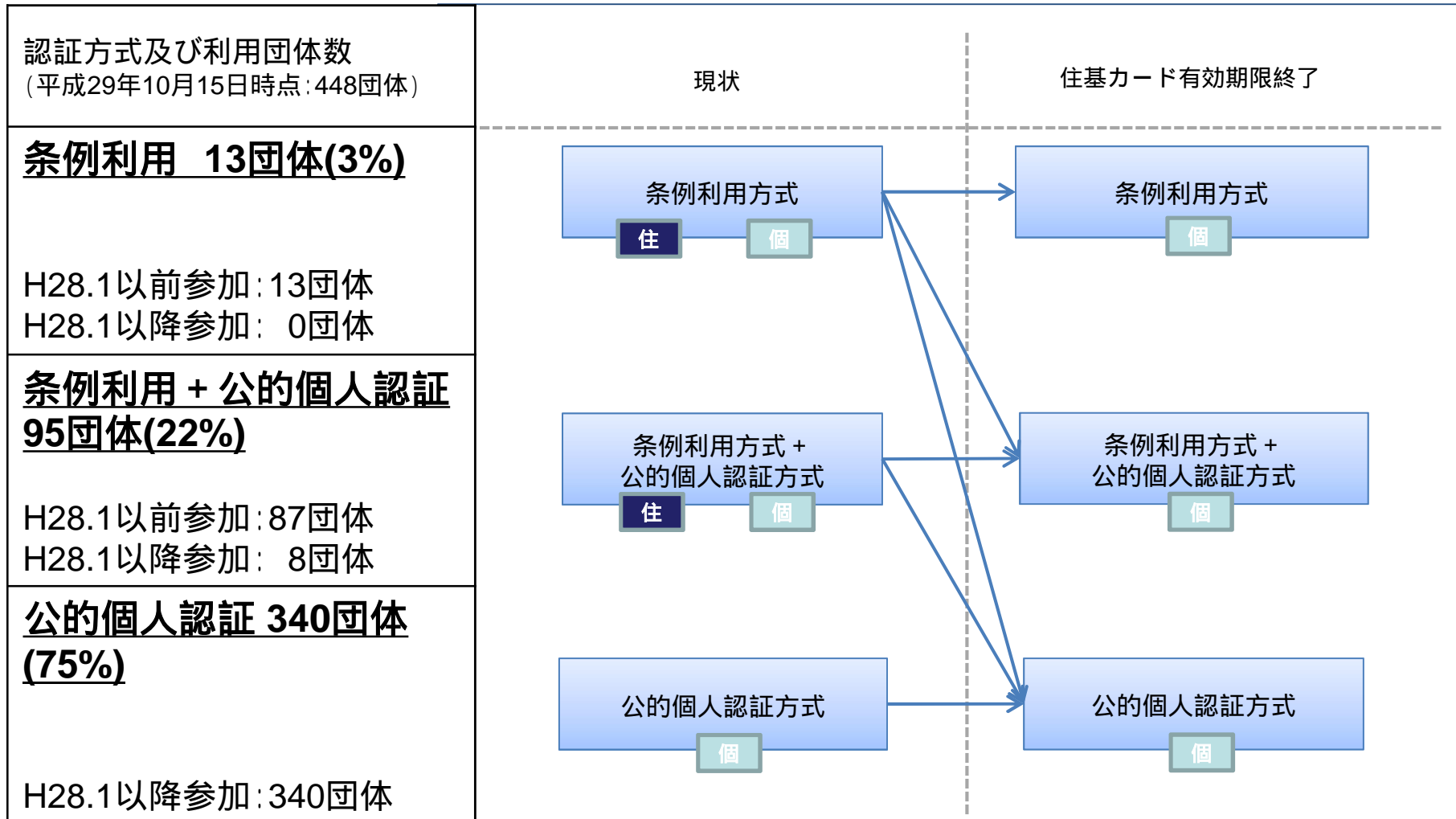
マイナンバーカードAP搭載システムの導入が必要なく、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
 コンビニ交付を実施するためのカード条例を制定する必要がなくなる。
 住所地と本籍地が異なる戸籍証明書の交付が可能となる。
 地方認証プラットフォーム(コンビニ交付のJPKI認証基盤)を活用し、窓口での証明書交付等のサービスが可能。

利用者におけるメリット

証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、マイナンバーカードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。
 住所地と本籍地が異なる戸籍証明書の交付が可能となる。
 地方認証プラットフォームを活用した窓口での証明書交付等のサービスにより、更なる利便性の向上が図れる。

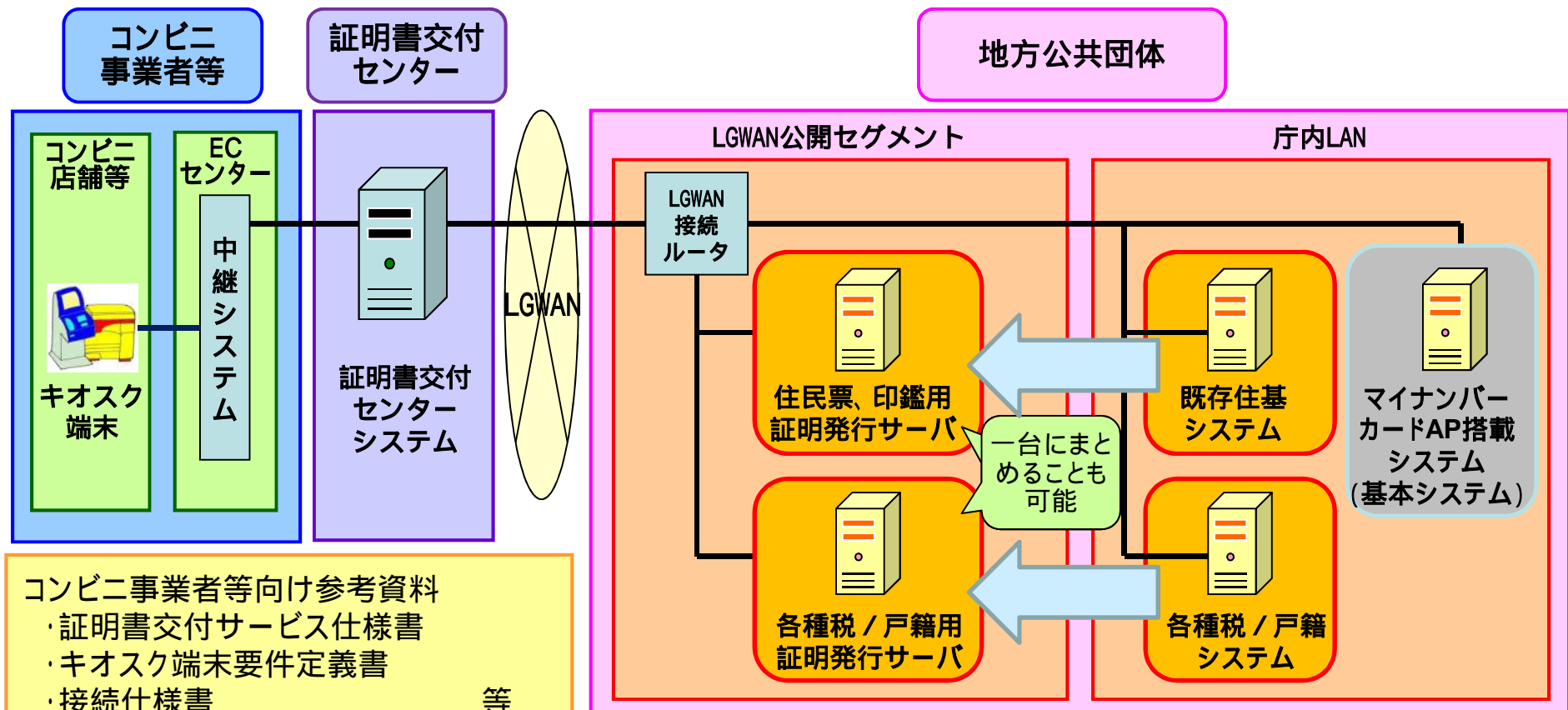
マイナンバーカードにおける証明発行サーバの対応方式

条例利用方式を、そのまま利用し続けることが可能です。
 また、順次条例利用方式から公的個人認証方式に切り替えることも可能です。



個 :マイナンバーカードによるコンビニ交付が可能
住 :住基カードによるコンビニ交付が可能

地方公共団体のシステムに必要な要件



コンビニ事業者等向け参考資料
 ・証明書交付サービス仕様書
 ・キオスク端末要件定義書
 ・接続仕様書 等

地方公共団体向け参考資料
 ・システム構築手引書(基本システムサーバ編)
 ・証明書交付サービス仕様書
 ・広域交付システムインタフェース仕様書(第5.0版) 等

資料提供を希望される団体は、
 J-LIS研究開発部までお問い合わせください。

証明発行サーバ構築(住・印) 証明発行サーバ構築(税・戸籍)	既存住基システム改修 各種税/戸籍システム改修	LGWAN公開セグメント構築	マイナンバーカードAP搭載システム構築 (条例利用サービス実施時のみ)
利用者管理、証明書のPDF化、SOAP通信制御、電子契印の作成	証明発行サーバへの住民情報連携	LGWAN公開セグメントへの証明発行サーバの設置、LGWANへの接続	・マイナンバーカードAP搭載システムの構築 ・カードソケットアプリの調達・設定

市町村側システム構築に係る経費

コンビニ交付に取り組んだ団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合、全体平均で約1,600万円となる。(団体からの自己申告による。平成28年度調査で集計(有効回答数32団体))

	住民票の写し、印鑑登録証明書		LGWAN公開 セグメント構築	合計
	証明発行サーバ の構築	既存システムの 改修		
全体平均値	966万円	474万円	148万円	1,588万円
クラウドのみ 平均値	590万円	469万円	189万円	1,248万円
個別導入の み平均値	1,204万円	480万円	110万円	1,794万円

参考:平成25年度集計 全体平均 約2,100万円

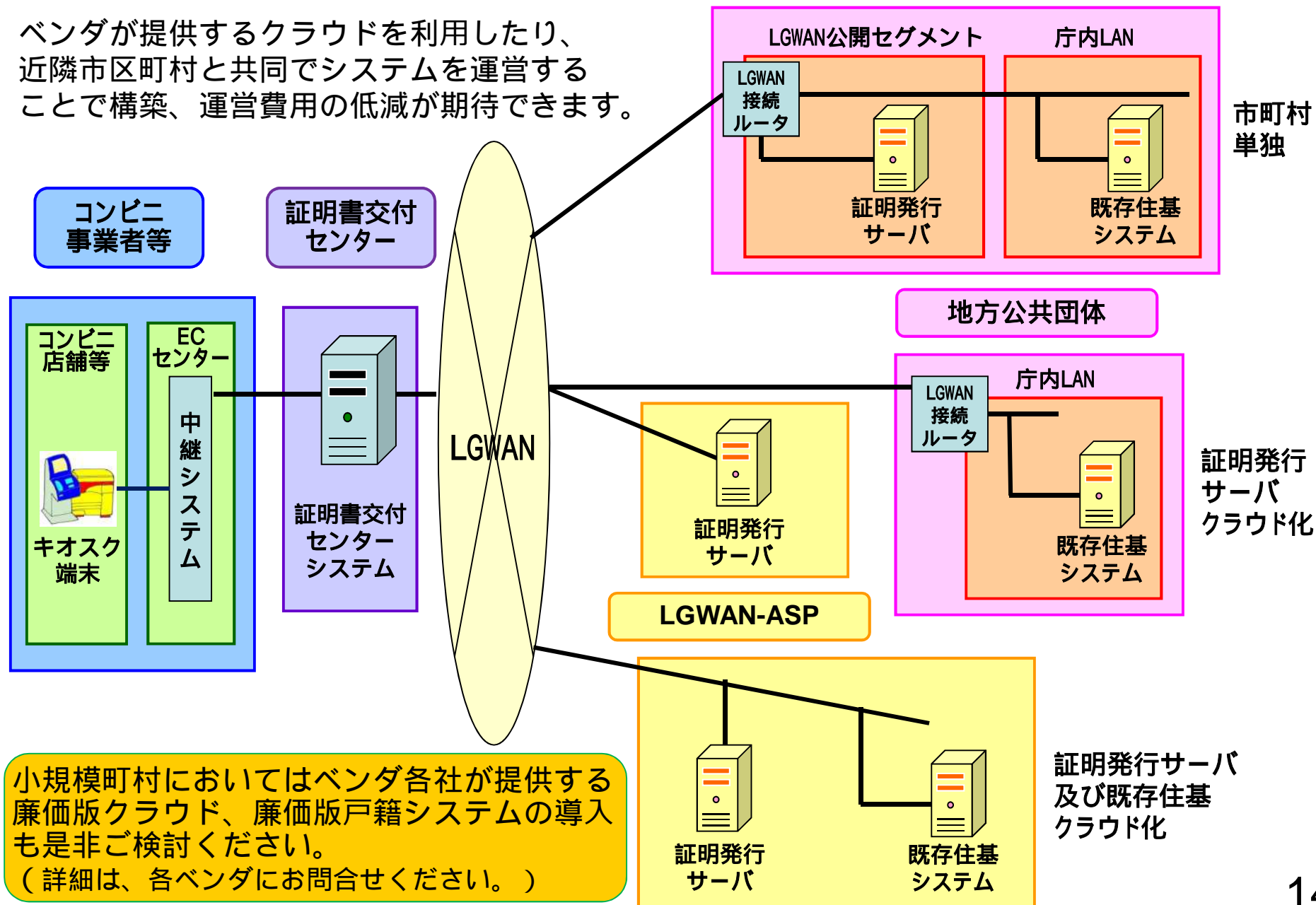
特別交付税措置について - ワンストップ・カードPJアクションプログラム(平成28年12月22日)より -

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合の地方財政措置として、下記の取組を行う。

- ・平成29年度から平成31年度までを集中取組期間とし、導入後3年間措置を講じる(平成30年度導入の場合、平成32年度までの経費を措置)。
- ・全ての証明書(特に本籍地戸籍)導入を推進するため、「上限6,000万円、1/2」に引き上げ。
- ・システム構築費以外にも、証明発行サーバやマイナンバーカードAP搭載システム等の保守費、証明書交付センターの運営負担金及びコンビニ等事業者への委託手数料等の経費も対象。庁内に設置するキオスク端末の導入及び運用経費を含む。

地方公共団体のシステムのクラウド化

ベンダが提供するクラウドを利用したり、
近隣市区町村と共同でシステムを運営する
ことで構築、運営費用の低減が期待できます。



小規模町村においてはベンダ各社が提供する
廉価版クラウド、廉価版戸籍システムの導入
も是非ご検討ください。
(詳細は、各ベンダにお問合せください。)

コンビニ交付の参加条件

コンビニ事業者等への委託手数料
(1通当たり)

平成29年4月以降	平成28年度まで
115円	123円

市町村負担金(1年度当たり)

市区町村の区分		平成29年4月以降	平成28年度まで
政令市	(人口100万人以上)	970万円	1,000万円
	(人口100万人未満)	770万円	800万円
市・特別区	(人口15万人以上)	470万円	500万円
	(人口5万人以上15万人未満)	270万円	300万円
	(人口5万人未満)	220万円	300万円
町村		70万円	100万円

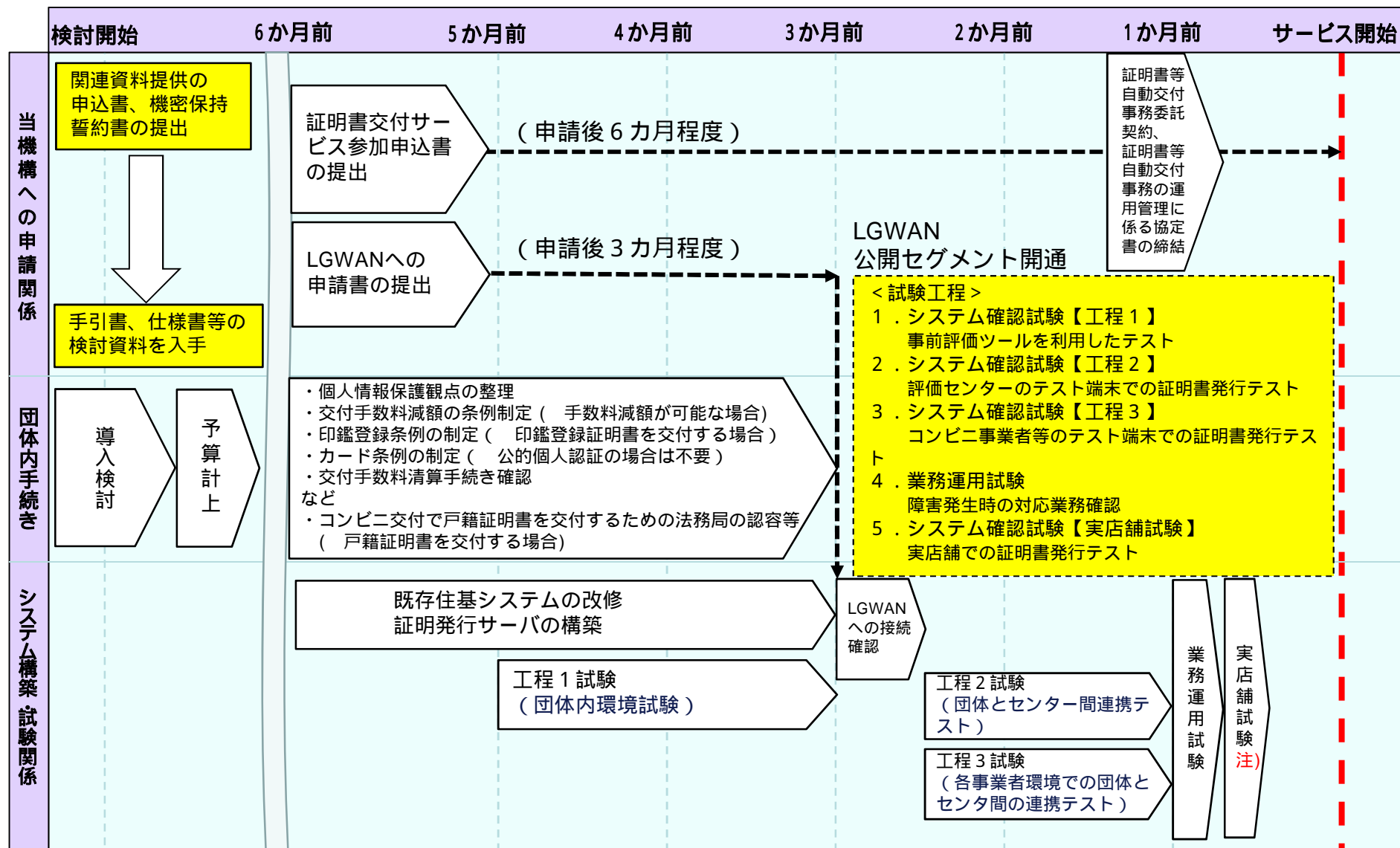
新規参加年度について、参加月数に基づく**月割計算**にて負担金を算出。

今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、2年毎に見直しを行う予定。

< 参考 > 市町村負担金の主な項目

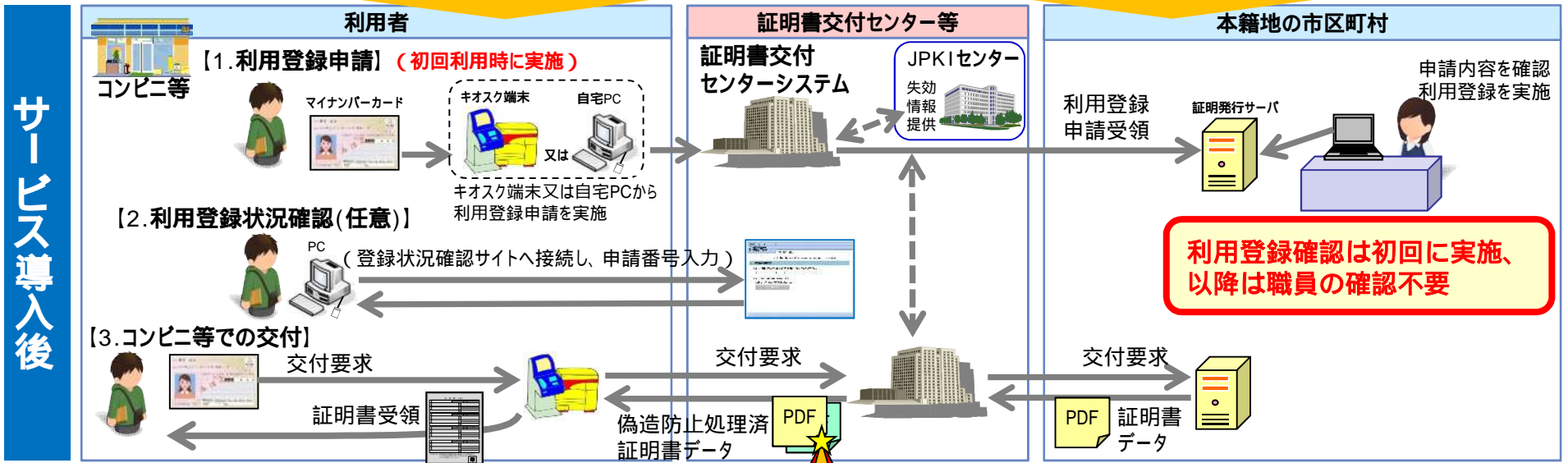
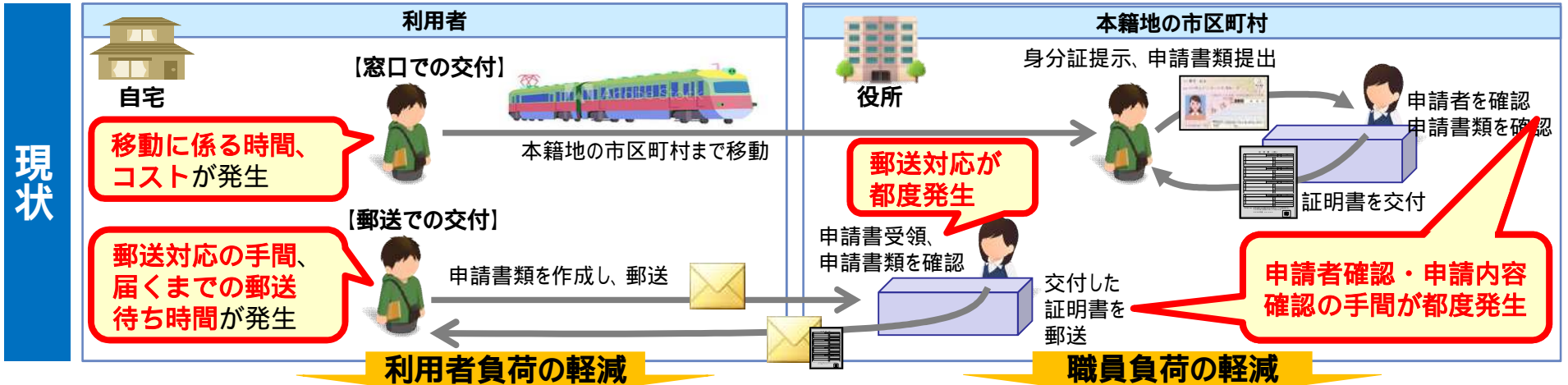
- コンビニ事業者等側回線経費(月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

コンビニ交付導入への流れ



住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書等交付 (全体イメージ)

平成28年5月サービス開始から1年で110を超える市町村でサービス開始。さらに拡大中！



- 取得にあたっての前提条件
1. 本籍地となる市区町村で、公的個人認証及び本籍地証明書対応済みの証明発行サーバがサービス可能であること (住所地の証明発行サーバの有無は関係ありません)
 2. 利用する方は、マイナンバーカードを取得済みであること (住基カードでは取得できません)

住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書等交付(導入のメリット)

住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before(郵送請求による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

本人確認書類の写し、交付手数料、請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

< 交付手順 >

請求書の記入

請求書等の送付

記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。

請求書の審査

本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。問題なければ、戸籍証明書等を交付する。

戸籍証明書等の発送

本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回必要**

負担大

戸籍証明書等の受取り

本籍地より郵送された戸籍証明書等を受け取る

After(コンビニ交付による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

マイナンバーカード、交付手数料

< 交付手順 >

利用登録申請

住民はキオスク端末又はインターネットに接続されたPCより本籍地の市区町村に利用登録申請を実施する。

利用者登録

本籍地の戸籍担当者は、利用登録申請情報を確認し、問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは**初回のみ**

負担小

戸籍証明書等の受取り(2回目以降はここから)

住民は、コンビニ等に設置されているキオスク端末を操作して、戸籍証明書等を受取る。

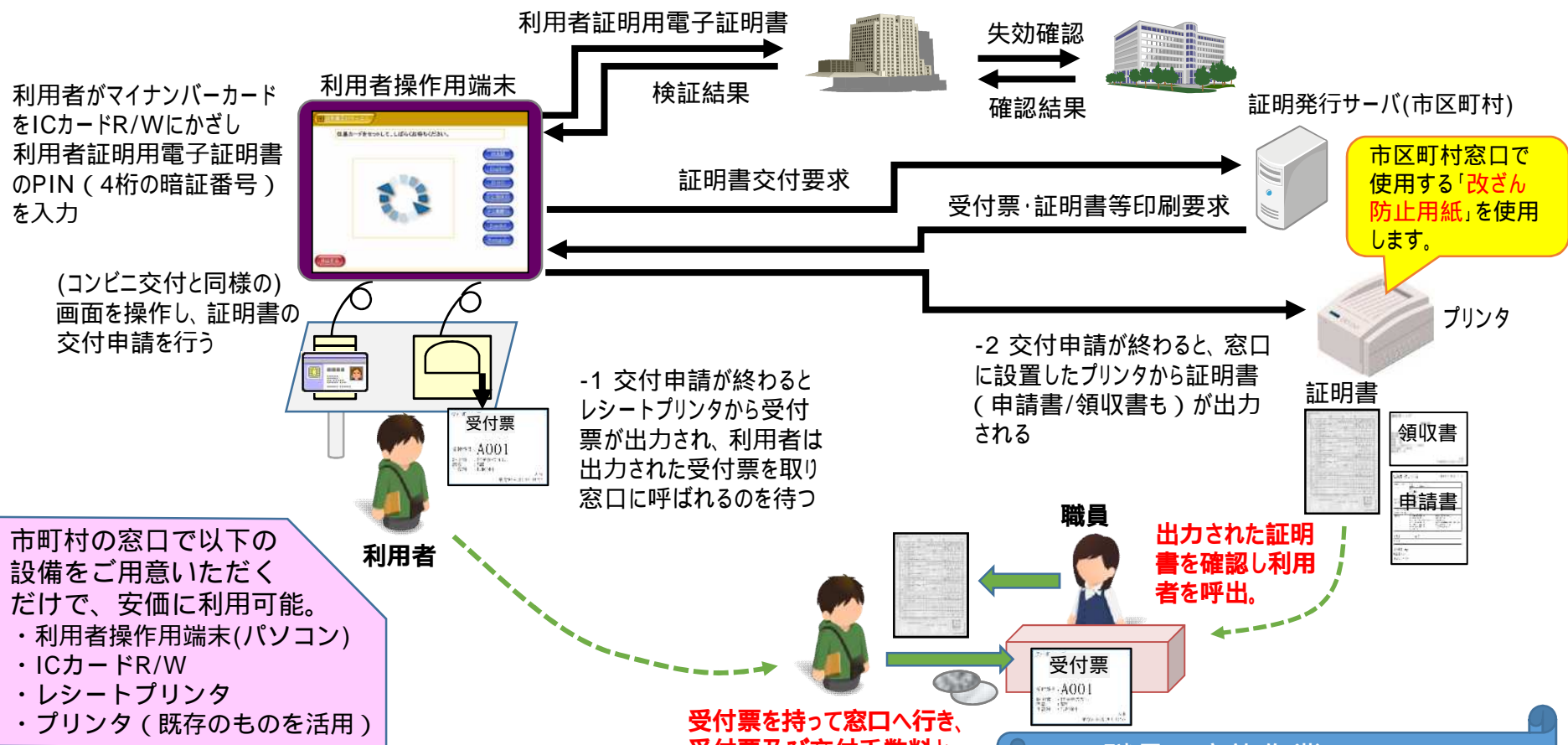
導入のメリット

- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、2回目以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
 - ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。
- < 参考 > 郵送請求: 1 ~ 2週間 コンビニ交付: 初回のみ利用者登録のため数日(2回目以降は随時)

地方認証プラットフォーム(コンビニ交付基盤の活用)

窓口申請ツール ~窓口でもコンビニ交付と同じ画面をつかって証明書交付ができる~

窓口でも「なんでも・すぐに・安心して」

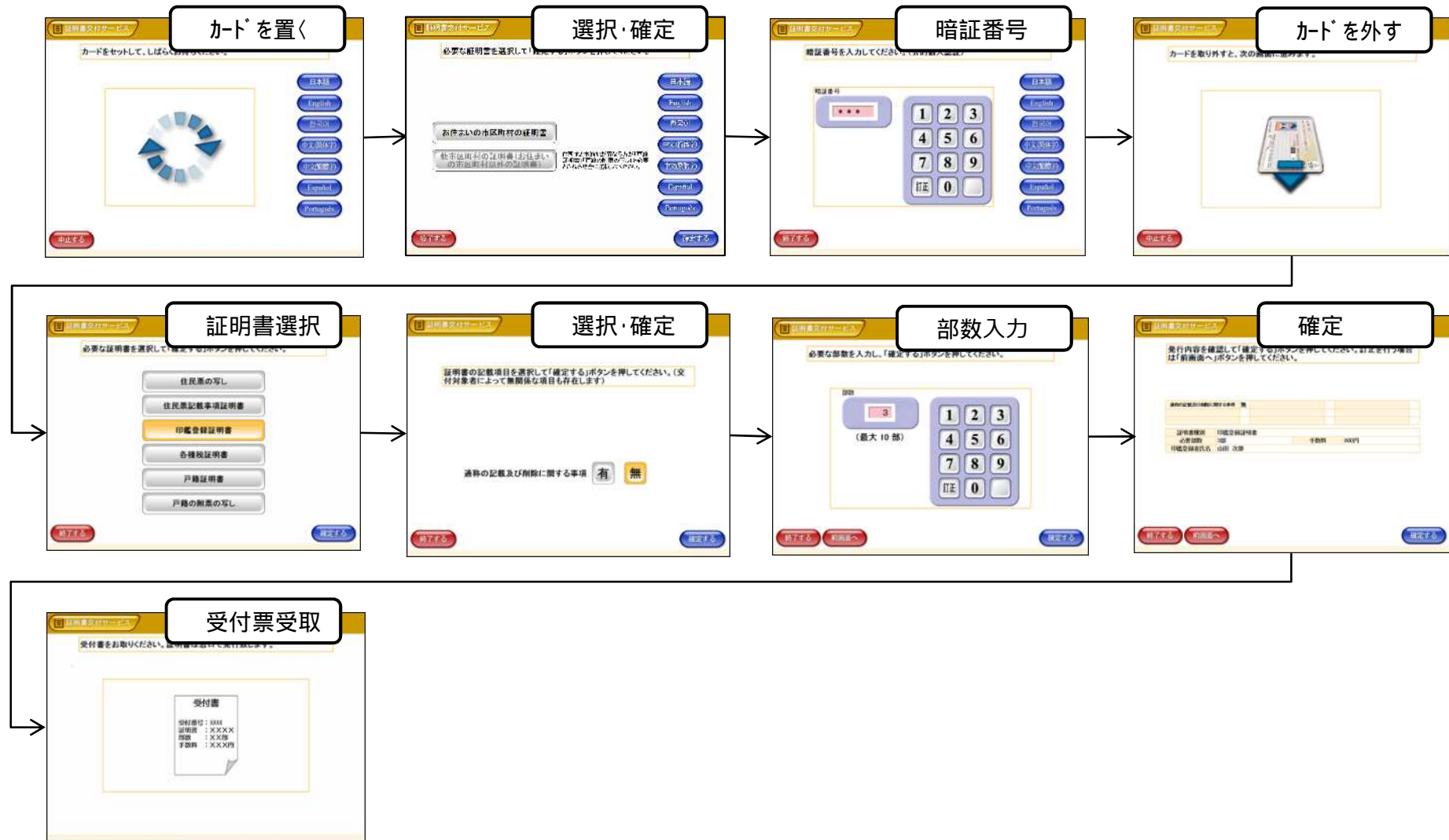


平成29年5月22日より、コンビニ交付参加市町村に無償でツール提供開始

<< 職員の実施作業 >>
利用者が自ら操作することで出力された証明書を確認し、受付票及び手数料と引き換えに証明書を交付

地方認証プラットフォーム(窓口申請ツール)

利用者の操作(例: 印鑑登録証明書) ~マイナンバーカードの場合~



地方認証プラットフォーム(窓口申請ツール)

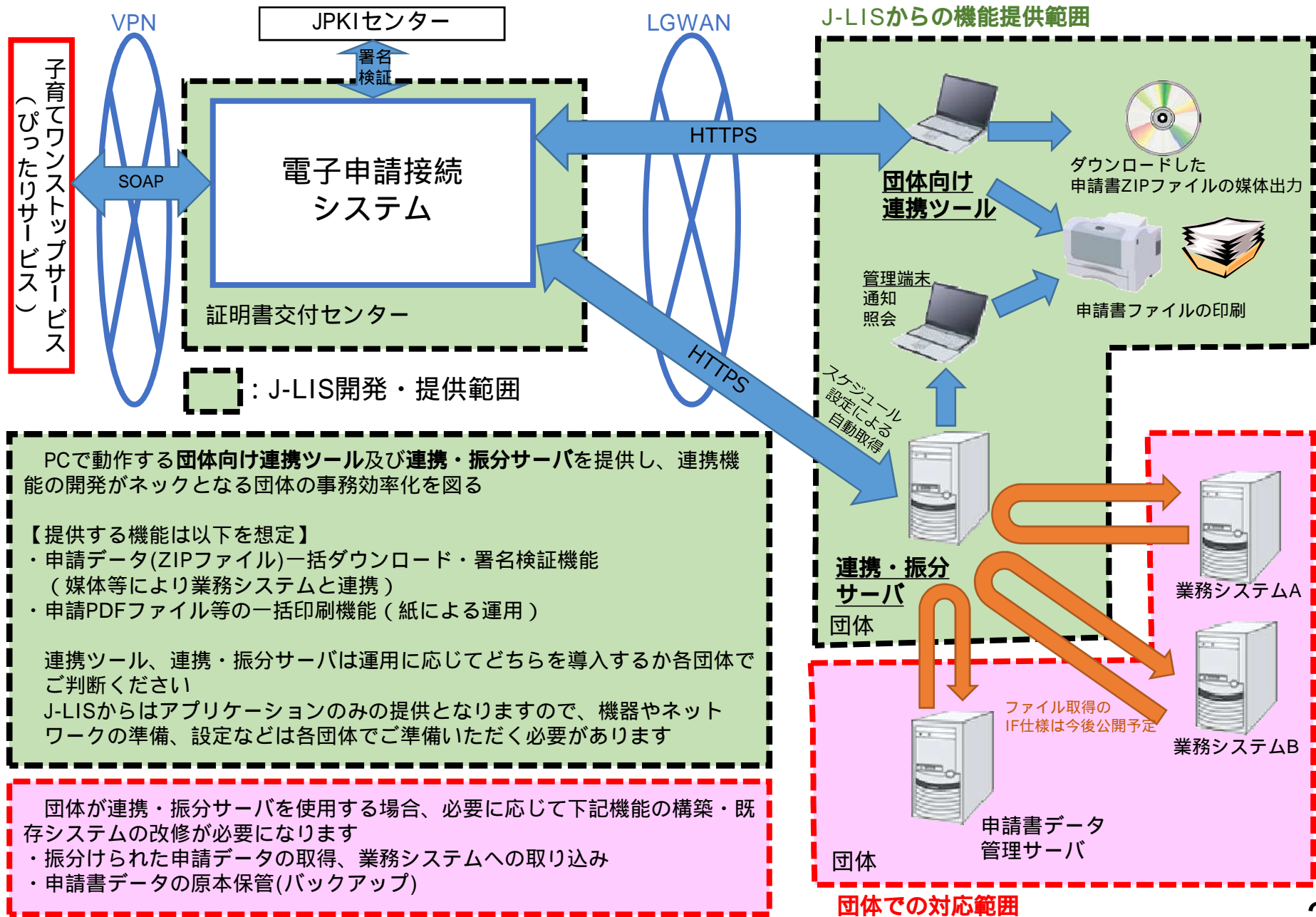
留意事項

- 窓口申請ツールを利用するには、「**証明書交付サービス**」の利用が**必須**となります。
- キオスク端末等の事業者環境を利用しないため、コンビニ事業者へ支払う**委託手数料は不要**となります。
- 窓口申請ツールを利用する場合は、「地方認証プラットフォームサービス申込書」を証明書交付センターに提出し、地方認証PFのURL及びアクセスキー(市区町村単位)の払い出しを受けてください。
- 窓口申請ツールを利用する場合、必要に応じて、「LGWAN-ASPホスティングサービス接続/変更申込書」をLGWAN全国センターに提出してください。
- 利用者の本籍が居住地外の場合、窓口申請ツールでは、戸籍証明書(戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書)、戸籍の附票の写しを交付することはできません。
- 本資料に示す画面イメージは、現時点での想定であり、今後変更となる場合があります。

その他

- 窓口申請ツールのインストールについては、『システム構築手引書(窓口申請ツール編)』を参照してください。
- 窓口申請ツールの操作方法については、『操作手引書(窓口申請ツール編)』を参照してください。

地方認証プラットフォーム(子育てワンストップ電子申請接続サービス)



PCで動作する**団体向け連携ツール**及び**連携・振分サーバ**を提供し、連携機能の開発がネックとなる団体の事務効率化を図る

【提供する機能は以下を想定】

- ・申請データ(ZIPファイル)一括ダウンロード・署名検証機能(媒体等により業務システムと連携)
- ・申請PDFファイル等の一括印刷機能(紙による運用)

連携ツール、連携・振分サーバは運用に応じてどちらを導入するか各団体でご判断ください

J-LISからはアプリケーションのみの提供となりますので、機器やネットワークの準備、設定などは各団体でご準備いただく必要があります

団体が連携・振分サーバを使用する場合、必要に応じて下記機能の構築・既存システムの改修が必要になります

- ・振分けられた申請データの取得、業務システムへの取り込み
- ・申請書データの原本保管(バックアップ)

地方認証プラットフォーム(子育てワンストップ電子申請接続サービス)

団体向け連携ツール / 連携・振分サーバの提供機能

機能 ・ 要件	概要	団体向け連携ツール	連携・振分サーバ
マイナポータル連携	マイナポータルへの申請データ確認、ダウンロード	ツール画面からの手動操作	自動実行 (スケジュール設定あり)
申請データ管理	ダウンロードした申請データの管理	手続きごとにフォルダを分けてディスクに保存	連携先業務システムごとにフォルダを分けて保存。 業務システムへの連携IFは検討中。
通知機能	申請データのダウンロードや、障害発生時の通知	なし	管理端末への画面表示等を想定
申請データの照会、印刷	取得した申請データの画面照会や印刷	画面照会は申請書のみ(添付ファイルは対象外) 印刷は全ファイル	画面照会は申請書のみ(添付ファイルは対象外) 印刷は全ファイル
アクセス制限	担当者による申請データへのアクセス制限	ダウンロードはマイナポータルの権限に依存する。 ダウンロード済みデータには特に制限は無いため、検索フィルタにより運用でカバーする。	担当者によりアクセス制御を行う想定
運用形態	-	職員による手動運用。業務システムへの入力も手作業となる。	処理を自動化し、業務システム連携までシステム化する構成となる。

上記の内容は、検討中のため、変更となる可能性があります。

地方認証プラットフォーム(子育てワンストップ電子申請接続サービス)

費用負担について

区分	費用		備考
負担金	団体向け連携ツール利用	なし	平成29年12月より利用可能の予定
	連携・振分サーバ利用	市区町村の区分に応じて費用が発生 連携・振分サーバ利用時の費用負担表参照	平成30年度より利用可能の予定
回線	Salesforce over VPN (月額)1,080円(消費税込) / 1ライセンスにつき		次ページに詳細を記載

< 連携・振分サーバ利用時の費用負担(1年度あたり) >

市区町村の区分		負担金(消費税込)
政令市	(人口100万人以上)	50万円
	(人口100万人未満)	40万円
市・特別区	(人口15万人以上)	20万円
	(人口5万人以上15万人未満)	10万円
	(人口5万人未満)	10万円
町村		10万円

新規参加年度について、参加月数に基づく月割計算にて負担金を算出。

上記の内容は、検討中のため、変更となる可能性があります。

地方認証プラットフォーム(子育てワンストップ電子申請接続サービス)

必要となるSalesforce over VPNのライセンス数については、内閣官房様より「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数(割当てアカウント数)と同数が必要となる。

Salesforce over VPNの利用料は、1ライセンスあたり月額1,080円(消費税込)となる。

「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数の増減は可能。増減の方法については、以下の内閣官房様のお問合せ先まで御連絡ください。

連携基盤(社会保障改革担当室) kiban.renkei@cas.go.jp

Salesforce over VPNのライセンス数の増減は可能。

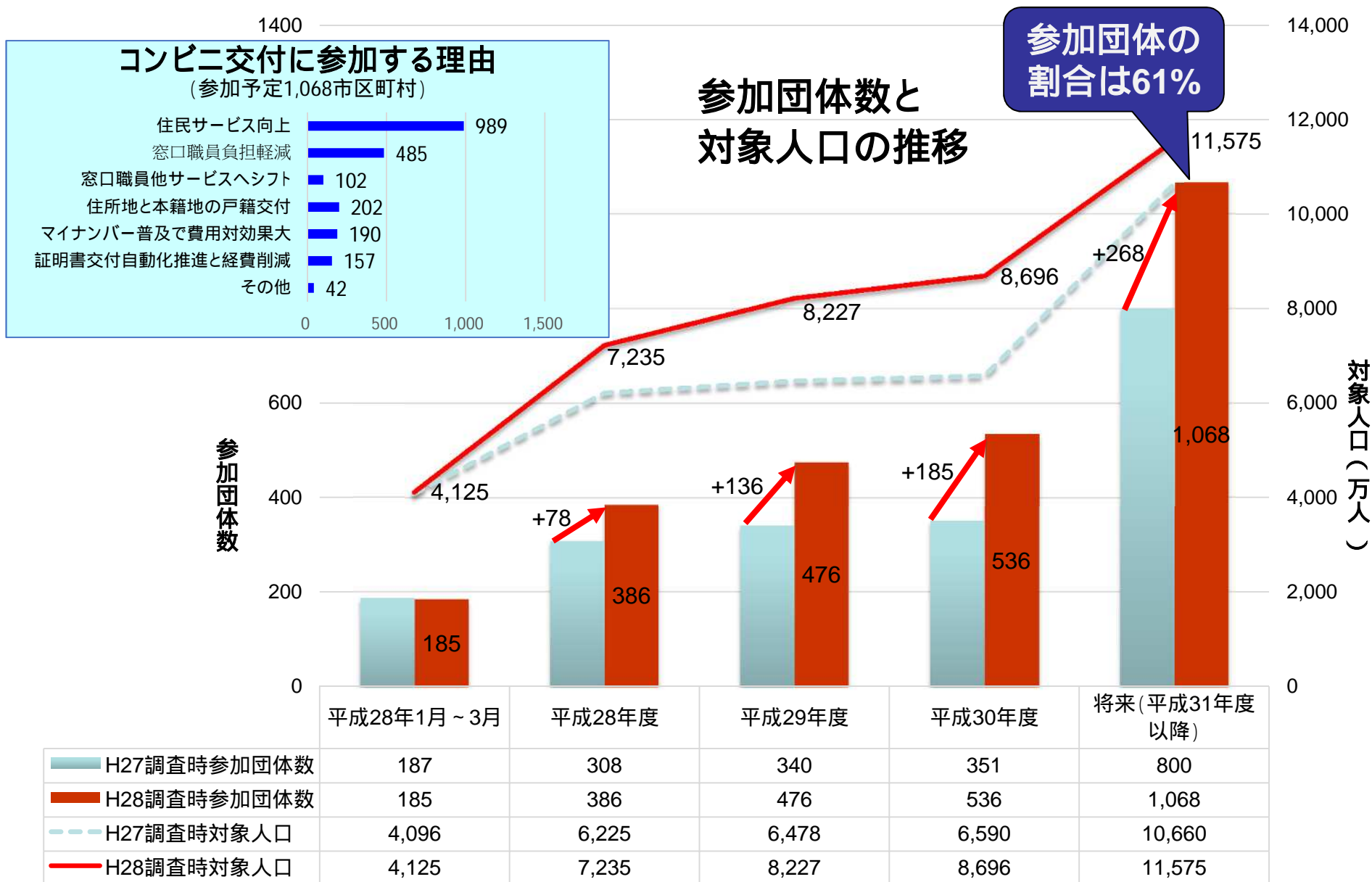
- ・最初にライセンス数を決定するタイミングは、J-LISに「子育てワンストップサービス参加/変更申込書(地方公共団体向け)」を提出していただき、約款の締結を行ったタイミングとなる。
- ・約款の締結後にライセンス数を減らすことができるタイミングは、「1年単位」となる。ただし、初年度(平成29年度)は平成30年3月末で見直しが可能
- ・約款の締結後にライセンス数を増やすことができるタイミングは、「随時可能」である。
「ぴったりサービス」のアカウント数を変更した場合、J-LISに「子育てワンストップサービス参加/変更申込書(地方公共団体向け)」の再提出が必要となります。VPNのライセンス数が適用されるのは、上記のタイミングとなります。

Fパターン(J-LIS提供版)において必要となる最低ユーザアカウント数は、以下の表のとおりとなる。

(必要となる最低ユーザアカウント数)

区分	ユーザ	アカウント数	備考
団体向け連携ツール	アカウント管理ユーザ	1	必要なアカウント数を検討ください。
	手続管理ユーザ	1	
	手続一般ユーザ	0	
連携・振分サーバ	アカウント管理ユーザ	1	
	手続管理ユーザ	1	
	手続一般ユーザ	0	

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年6月



対象人口は、平成28年1月1日現在の住基人口

H27調査は、平成27年2月、H28調査は、平成28年6月に実施

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年6月

都道府県別参加見込み

(平成30年度末見込み)

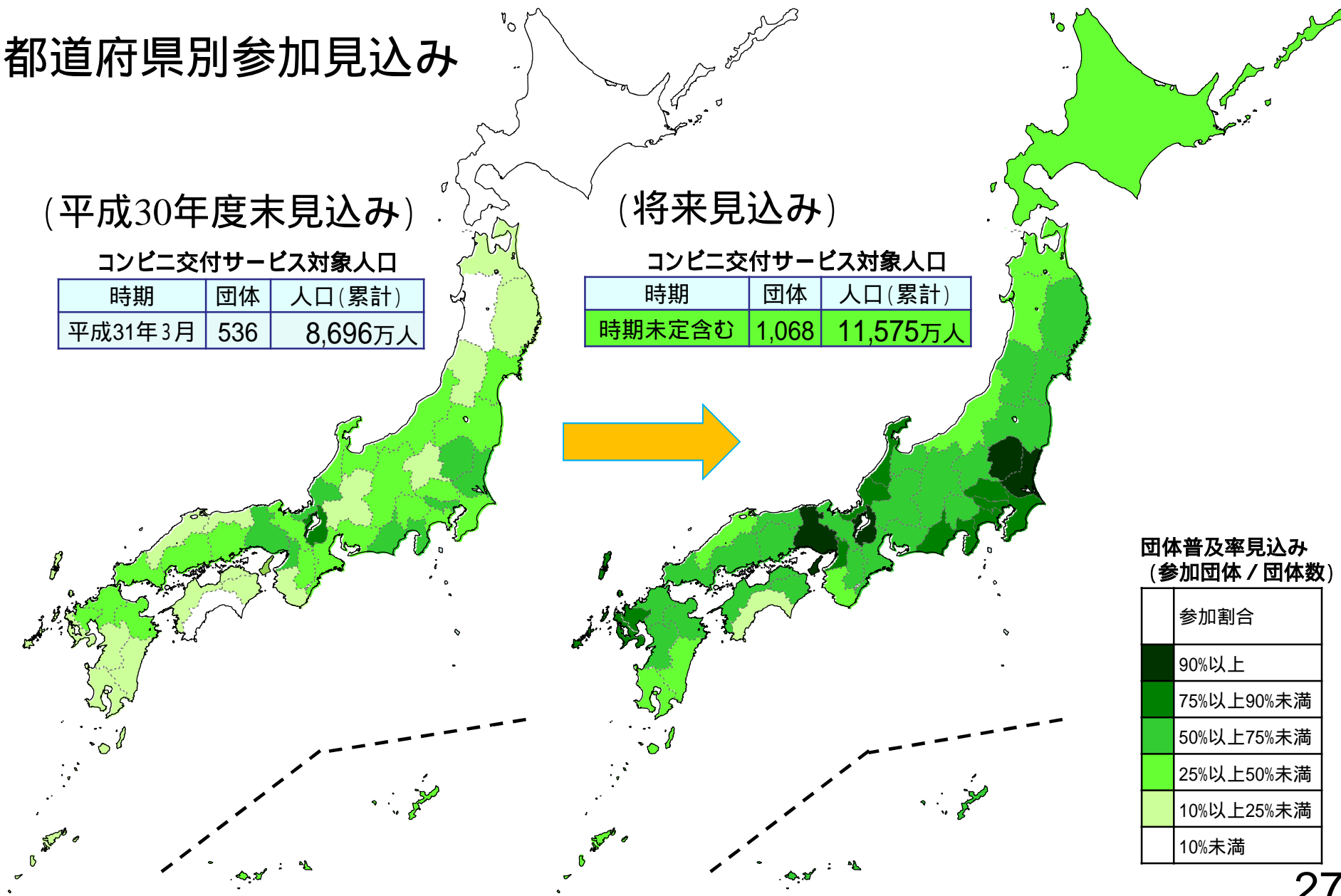
コンビニ交付サービス対象人口

時期	団体	人口(累計)
平成31年3月	536	8,696万人

(将来見込み)

コンビニ交付サービス対象人口

時期	団体	人口(累計)
時期未定含む	1,068	11,575万人



団体普及率見込み
(参加団体 / 団体数)

参加割合
90%以上
75%以上90%未満
50%以上75%未満
25%以上50%未満
10%以上25%未満
10%未満

アクションプログラム(コンビニ交付導入促進)

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入(イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減(ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。(人口100万以上:3%~町村:30%減額) ・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下(ランニングコストの削減)	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より減額する方向で最終調整を行い、確定次第速やかに公表。
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機(キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	郵便局における自動交付機(キオスク端末)の設置促進	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。(市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
	交付可能証明書類の統一(戸籍証明書導入の促進)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

廉価版クラウドサービス(住・印)の定義

(課題)

平成28年にJ-LISが行ったアンケート調査によれば、既に参加している市区町村に加え「平成29,30年に参加意向あり」「時期は未定だが将来参加したい」と回答した市区町村は1,068である一方、「コンビニ交付サービスに参加予定なし」と回答した市区町村は673あり、そのうち人口規模が3万人未満の市町村が約86%(578団体)を占めている。このことから、コンビニ交付サービスの導入拡大に向けては、特に小規模市町村が参加しやすい環境整備をすることが必要と考えられる。

(イニシャルコストについて)

この「参加予定なし」と回答した人口規模が3万人未満の市町村にその理由を尋ねたところ、最も多い回答は「費用対効果が見込めない」であり、また、「予算のメドが立たない」という回答も多く見られたところである。例えば、コンビニ交付サービスに参加するに当たっては、イニシャルコストとして、既存住基システム等の改修の他、証明書発行サーバを構築する必要がある。市区町村の規模によってもシステム改修等のために必要となる経費は異なるが、平成28年にJ-LISが行ったアンケート調査によれば、住民票の写し・印鑑登録証明書の交付に係るシステム改修経費の平均は約1,600万円とされており、これらのコスト縮減に向けた取組が必要である。

平成28年12月22日公表 「ワンストップ・カードプロジェクト アクションプログラム」より抜粋

廉価版クラウドサービス(住・印)とは、上記課題への取組のひとつとして位置づけられ、J-LISが別に表示機能要件をベースに、証明発行サーバ構築ベンダが個別に提供するクラウドサービスと定義する。

証明発行サーバに係る機能やインターフェース等の要件を定義することで、下記の効果を図る。

- (1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る **証明発行サーバの構築方法や運用方法を統一し、構築・運用費をより安価に提供する。**
- (2) **次期システム更改時には特定ベンダに依存せずに調達することができるようになる。**

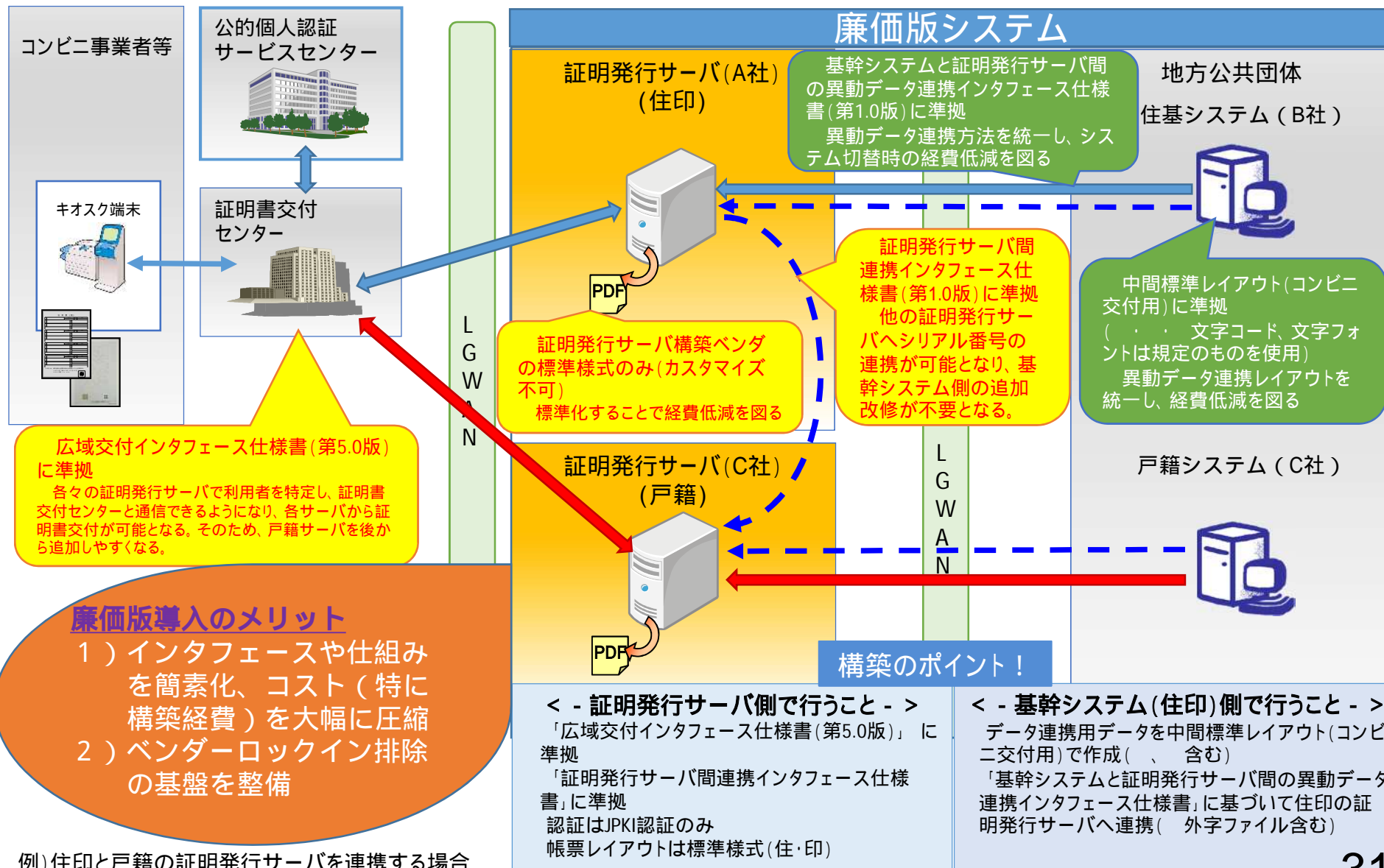
なお、条件面で一部制限(対象団体やフォーマット・インターフェース等の提供機能及び運用)があるため、詳細は廉価版クラウドサービス(住・印)の提供を予定している「廉価版クラウドサービス(住・印)の各社対応状況」ページ記載のベンダ各社にお問合せいただきたい。

廉価版クラウドサービス(住・印)の機能要件

項目	条件	備考	
利用料	年間180万円(月額15万円×12ヶ月)を上限とする	別途、初期導入経費が発生します。	
対象証明書	住民票の写しと印鑑登録証明書に限定する	住民票の写しと印鑑登録証明書は、すべての団体が取り組んでいること、証明書種別ごとの通数でも、コンビニ交付の約9割を占めていることより、住・印に取り組むことがまず必要なため	
対象団体	町村を基本とする		
認証方式	JPKI認証のみ	現状、新規団体のすべてがJPKI認証で行っていること、複数の方式に対応すると、ベンダ側でのシステム対応が必要になり、費用が増えてしまうため	
帳票様式	標準様式(証明発行サーバ構築ベンダ標準様式)など 別途、帳票の費用の追加が発生しないこと	団体個別の帳票へ対応する場合、帳票のカスタマイズ費が高額となることから、標準様式を採用することで、費用を下げられるため。ただし、帳票カスタマイズが発生しない場合は、既存の仕組みの様式を使用することも可	
広域交付システムインタフェース	「広域交付システムインタフェース仕様書(第5.0版)」に準拠していること	証明発行サーバを業務ごとに分離して管理できるようになるため	
標準連携仕様	連携データレイアウト	「中間標準レイアウト(コンビニ交付用)」に準拠していること 上記以外の方法での連携も可とするが、証明発行サーバとして、住基システムから中間標準レイアウト(コンビニ交付用)に準拠したデータの取り込みができるようになっていること。	既存住基システムと証明発行サーバ間のデータ連携レイアウトがベンダごとに異なるため、レイアウトを統一することにより、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 基幹システムベンダ(住基システム)側の役割として、中間標準レイアウト(コンビニ交付用)に準拠したデータの吐出しができるようにすることが必要
	文字コード	UNICODE(4バイトコードは使用しない) 住基ネット統一文字コード等UNICODE以外も可とするが、UNICODE(4バイトコードは使用しない)にも対応できること	文字同定に係る費用を削減できるため
	文字フォント	MS明朝 住基ネット明朝等も可とするが、MS明朝にも対応できること	文字同定に係る費用を削減できるため
	外字ファイル	EUDC.TTE(Windows標準外字ファイル)とする	文字同定に係る費用を削減できるため 基幹システムベンダ(住基システム)側の役割として、外字ファイルを証明発行サーバ側へ送信する機能を有することが必要。連携方法は異動データ連携と同様
	異動データ連携(通信プロトコル)	「基幹システムと証明発行サーバ間の異動データ連携インタフェース仕様書(第1.0版)」に準拠していること 上記以外の方法での連携も可とするが、証明発行サーバとして、上記インタフェースでの連携ができるようになっていること。	異動データ連携方法を統一することで、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 基幹システムベンダ(住基システム)側の役割として、「基幹システムと証明発行サーバ間の異動データ連携インタフェース仕様書(第1.0版)」に準拠したデータ連携の仕組みの構築が必要
	外部連携用データ出力	「証明発行サーバ間連携インタフェース仕様書(第1.0版)」に準拠していること	複数の証明発行サーバ間のデータ連携において、電文でのやり取りができる仕組みを構築することで、戸籍証明書等の追加が容易な仕組みとするため

廉価版証明発行クラウド(住・印)の機能要件(イメージ図)

廉価版証明発行クラウド(住・印)は、基幹システムからのデータ連携、証明発行サーバの構築方法を標準化によって構築・運用費を安価に提供。小規模団体へのコンビニ交付参加のハードルを下げることを期待。



例)住印と戸籍の証明発行サーバを連携する場合

廉価版クラウドサービス(住・印)の各社対応状況

平成29年6月現在

廉価版クラウドサービス(住・印)の提供を予定している事業者は、下記のとおりで

ベンダ名	連絡先	備考
株式会社TKC	<p>地方公共団体事業部営業本部</p> <p>お問い合わせの際は、大変お手数ですが、以下URLにアクセスいただき、お問い合わせ内容を入力いただけますよう、よろしくお願いいたします。 http://www.task-asp.net/cu/eg/lar700001.task?app=201700008</p>	
富士通株式会社	<p>【お電話でのお問い合わせ】 富士通コンタクトライン フリーダイヤル0120-933-200 受付時間9時～17時30分(土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く)</p> <p>【WEBでのお問い合わせ】 富士通自治体ソリューショントップページ最下部のお問い合わせ「入力フォーム」を選択いただき、「自治体ソリューションに関するお問い合わせフォーム」をご利用下さい。 http://www.fujitsu.com/jp/solutions/industry/public-sector/local-government</p>	<p>件名に「コンビニ交付廉価版クラウドサービス」とご指定ください。</p> <p>お問合せ頂いた内容については、弊社担当よりご連絡差し上げます。</p>
日立グループ (証明発行サーバの廉価版クラウドサービスの機能要件に関する対応を予定)	<p>問合せ受付メールアドレス: ssc-coms@ml.itg.hitachi.co.jp</p> <p>メールタイトルに『コンビニ交付廉価版クラウドサービス』と記載いただきお問合せ・ご確認事項、ご担当者様連絡先情報(担当部署、氏名、電話番号等)をメールにてご連絡をお願いします。 お問合せ・ご確認事項に関して、弊社の担当よりご連絡させていただきます。</p>	サービス提供時期、サービス内容等については検討中
株式会社 両毛システムズ	<p>公共事業部公共統括営業部</p> <p>【お電話でのお問合せ】 直通電話：0277-53-3139 公共統括営業部 コンビニ交付担当宛 受付時間9時～17時30分 (土曜、日曜、祝日、当社指定休日を除く)</p> <p>【WEBでのお問合せ】 弊社ホームページ最上部の「お問合せ」を選択いただき、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。 http://www.ryomo.co.jp/ 件名に「コンビニ交付廉価版クラウドサービス」と記載をお願いします。</p>	住基・印鑑及び戸籍のサービスを提供予定

なお、上記以外にも検討中のベンダがございますので、個々にお問合せください。

廉価版戸籍システムの定義

(課題)

平成28年10月現在、270市区町村がコンビニ交付サービスに参加しており、うち全ての市区町村が住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を可能な設定としているのに対し、税証明書、戸籍証明書に対応している団体はそれぞれ157市区町村、144市区町村にとどまっている。コンビニ交付サービスは、市区町村の事務である各種証明書発行事務の一環であり、国民全体の利便性向上を念頭におけば、参加の際、戸籍証明書の本籍地対応を含め現在コンビニ交付サービスにおいて提供可能な全ての証明書を発行できる設定とすることが望ましい。

その中でも、特に戸籍証明書に関しては、住民票の写し・印鑑登録証に比べシステム導入経費が割高であることが指摘されている。市区町村の規模によっても異なるが、平成28年にJ-LISが行ったアンケート調査によれば、戸籍証明書の交付に係るシステム改修経費の平均は約4,000万円とされ、そのコスト縮減が大きな課題である。

また、今後戸籍証明書の導入を検討する市区町村においては、本籍地と住所地が同一の方のみを交付の対象とするか、本籍地と住所地が異なる方も含め対象とするか検討する必要があるが、ベンダーによっては、いずれの場合においても導入コスト・ランニングコストに変わりはない場合もあることから、国民全体の利便性向上を踏まえれば、本籍地と住所地が異なる方も交付の対象とするよう、優先的に検討すべきではないかと考えられる。

平成28年12月22日公表 「ワンストップ・カードプロジェクト アクションプログラム」より抜粋

廉価版戸籍システムとは、上記課題への取組のひとつとして位置づけられ、J-LISが別に示す機能要件をベースに、証明発行サーバ構築ベンダが個別に提供するサービスと定義する。

証明発行サーバに係る機能やインターフェース等の要件を定義することで、下記の効果を図る。

- (1) **住民票の写し・印鑑登録証明書用の証明発行サーバからシリアル番号の連携をできるようにすることで、既存住基システムの改修が不要となり、コストの縮減が図れる。**
- (2) **住民票の写し・印鑑登録証明書のサービス開始後、戸籍証明書のサービスが追加しやすくなる。**

なお、条件面で一部制限(対象団体や運用等)があるため、詳細は廉価版戸籍システムの提供を予定している「廉価版戸籍システムの対応ベンダ」ページ記載のベンダ各社にお問合せいただきたい。

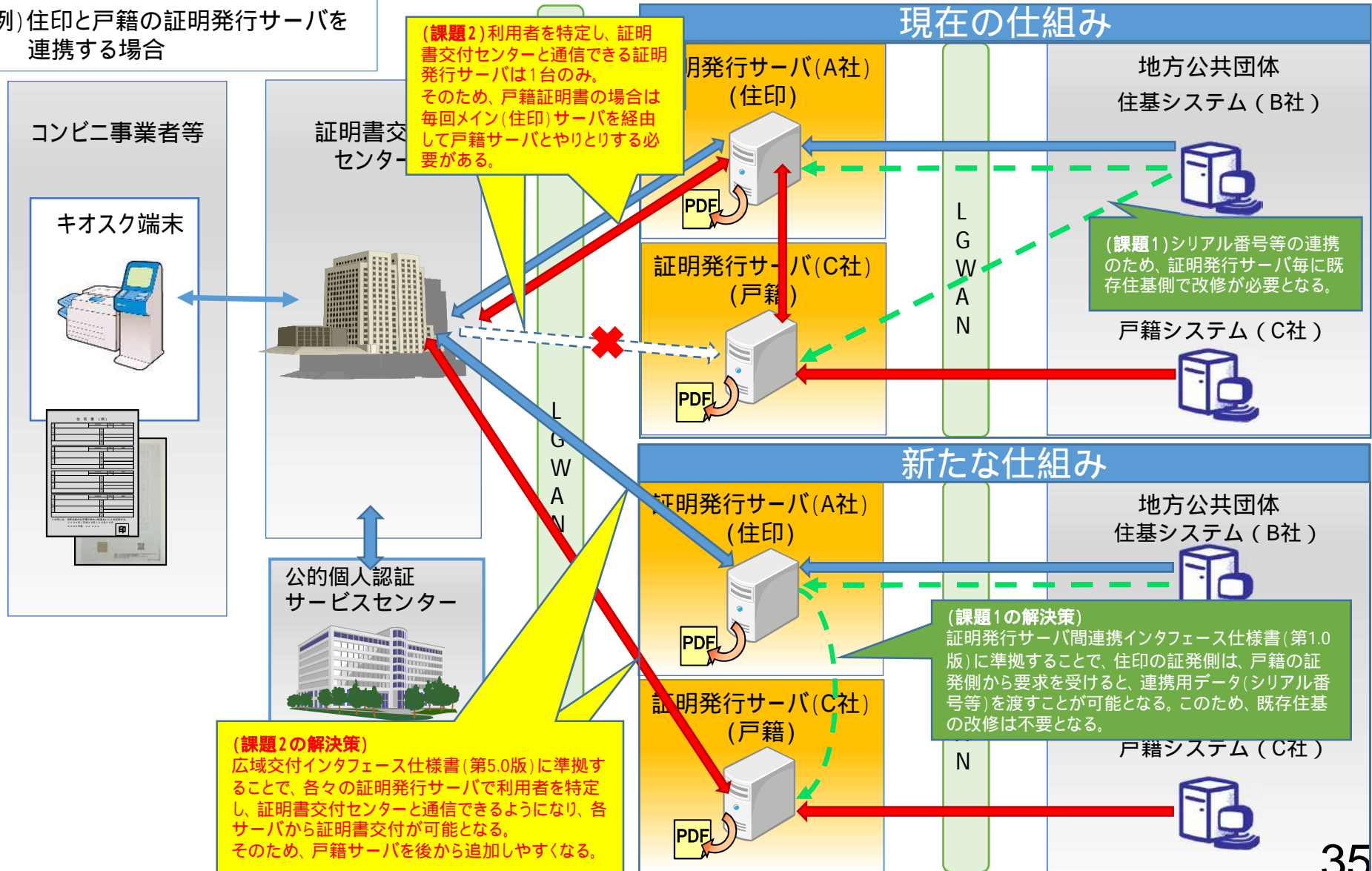
廉価版戸籍システムの機能要件(共通)

行	項目	条件	備考
1	利用料(保守料)	年間180万円(月額15万円×12ヶ月)を上限とする	別途、初期導入経費が発生します。
2	対象証明書	戸籍の全部事項証明書・戸籍の個人事項証明書・戸籍の附票の写しとする。	戸籍の住所地交付と本籍地証明書交付機能を有することとする。
3	対象団体	町村を基本とする	-
4	認証方式	JPKI認証のみ	現状、新規団体のすべてがJPKI認証で行っていること、複数の方式に対応すると、ベンダ側でのシステム対応が必要になり、費用が増えてしまうため。
5	広域交付システムインタフェース	「広域交付システムインタフェース仕様書(第5.0版)」に準拠していること	証明発行サーバを業務ごとに分離して管理できるようになるため
6	(標準連携仕様)連携データレイアウト	「証明発行サーバ間連携インタフェース仕様書(第1.0版)」に準拠していること	住・印証明発行サーバと戸籍証明発行サーバ間のデータ連携レイアウトがベンダごとに異なるため、レイアウトを統一することにより、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 住・印証明発行サーバ側も「証明発行サーバ間連携インタフェース仕様書(第1.0版)」に準拠し、戸籍システムと連携する仕組みが必要。

通常版と廉価版戸籍の簡易比較図

機能要件(共通)の広域交付システムインタフェース項目、連携データレイアウト項目にある対応を行うことで、下図の課題を解決できるようになり、費用の縮減が見込める。

例) 住印と戸籍の証明発行サーバを連携する場合



廉価版戸籍システムの提供を予定している事業者は、下記のとおりです。

ベンダ名	連絡先	備考
富士ゼロックスシステムサービス株式会社	各地域の営業拠点 以下URLを参照してください。 http://www.fxss.co.jp/company/about/map/	
日立グループ	自治体向けソリューショントップページの最下部の「製品へのお問い合わせ」を選択いただき、お問い合わせフォームをご利用ください。 日立 自治体向けソリューション http://www.hitachi.co.jp/jichitai/ お問い合わせ製品名に「廉価版戸籍コンビニ交付」とご指定ください。 お問合せいただいた内容については、弊社担当からご連絡差し上げます。	お問い合わせ製品名に「廉価版戸籍コンビニ交付」とご指定ください。 お問合せいただいた内容については、弊社担当からご連絡差し上げます。
株式会社 両毛システムズ	公共事業部公共統括営業部 【お電話でのお問合せ】 直通電話：0277-53-3139 公共統括営業部 コンビニ交付担当宛 受付時間 9時～17時30分 (土曜、日曜、祝日、当社指定休日を除く) 【WEBでのお問合せ】 弊社ホームページ最上部の「お問合せ」を選択いただき、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。 http://www.ryomo.co.jp/ 件名に「コンビニ交付廉価版クラウドサービス」と記載をお願いします。	住基・印鑑及び戸籍のサービスを提供予定

なお、上記以外にも検討中のベンダがございますので、個々にお問合せください。

コンビニ交付利用率向上のヒント(取組事例紹介)

コンビニ交付参加済みの市町村は下記を参考に、更に利用促進を図ってください

カテゴリ	具体例	事例・備考等
マイナンバーカードの取得し易さ向上	市所有のスマホで職員が申請代行	「カードを申請したいが、やり方がわからない」と窓口に来られた高齢者等に対し、職員が市のスマホを使って顔写真撮影し、申請手続きを代行している。
	顔写真無料撮影サービス	コンビニ交付通数向上のためにマイナンバーカードの普及が必要。マイナンバーカードの申請時来庁方式受付時に交付申請顔写真の無料撮影サービスを実施。住民が自分に合った方法で申請することができる環境を整えることにより、カードの申請件数が大幅に増加した。
キオスク端末へ住民誘導	交付手数料の減額	コンビニ交付で取得する場合の交付手数料を窓口で取得する場合に比べ50円～100円程度割安な金額に設定し、コンビニ交付の利用を促す。
	庁舎内にキオスク端末を設置	市区町村庁舎内にキオスク端末を設置し、職員がキオスク端末へ誘導し、次回から近くのコンビニ等店舗で取得できることを案内する。
	庁舎近隣コンビニ等店舗へ誘導	職員が庁舎の近隣にあるコンビニ等店舗のキオスク端末へ住民を誘導し、利用いただく。次回から近くのコンビニ等店舗で取得できることを案内する。
	窓口申請ツール活用し操作感を实感してもらう	窓口申請ツールを活用し、窓口又は窓口付近に設置した利用者操作用端末で利用者にコンビニ交付と同じ画面操作を体験してもらい、次回からコンビニ等店舗に設置しているキオスク端末でも簡単に取れることを案内する。
定期的に広報・PR実施	広報誌や民間メディア等活用	住民向け広報誌、チラシ、ケーブルTV等を活用し、近くのコンビニ等店舗で証明書が簡単に取得できることをPRする。
	事業者店舗へのポスター掲示	市区町村内コンビニ等事業者各社の店舗に一斉にポスター掲示を依頼する。 (J-LISとコンビニ等事業者各社で共同製作したポスターもご活用ください)
	住登外者へお知らせ郵送	住所地と本籍地が異なる戸籍証明書のサービス開始に合わせて、住登外の方々すべてに戸籍証明書が簡単に取得できるサービスを開始した旨のお知らせを郵送し、利用促進を図る。
マイナンバーカードの利便性向上	マイナンバーカードAP搭載システム活用	マイナンバーカードアプリケーション搭載システムを使って、市区町村内で各種サービスを運営し、住民サービスメニューを増やしてマイナンバーカード保有による利便性を実感してもらう。

第2部 マイナンバーカードの利活用について (マイナンバーカードAP搭載システム概要)

マイナンバーカードのメリット

行政

民間

マイナンバーを証明する書類として



○マイナンバーを証明する書類として
マイナンバーカードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面でマイナンバーの提示が必要となる。

券面 を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面 または 電子証明書 を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能



将来的には様々なカードが
マイナンバーカードに一元化

券面 または アプリ または 電子証明書 を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。
平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約
6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ または 電子証明書 を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

電子証明書 を利用

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

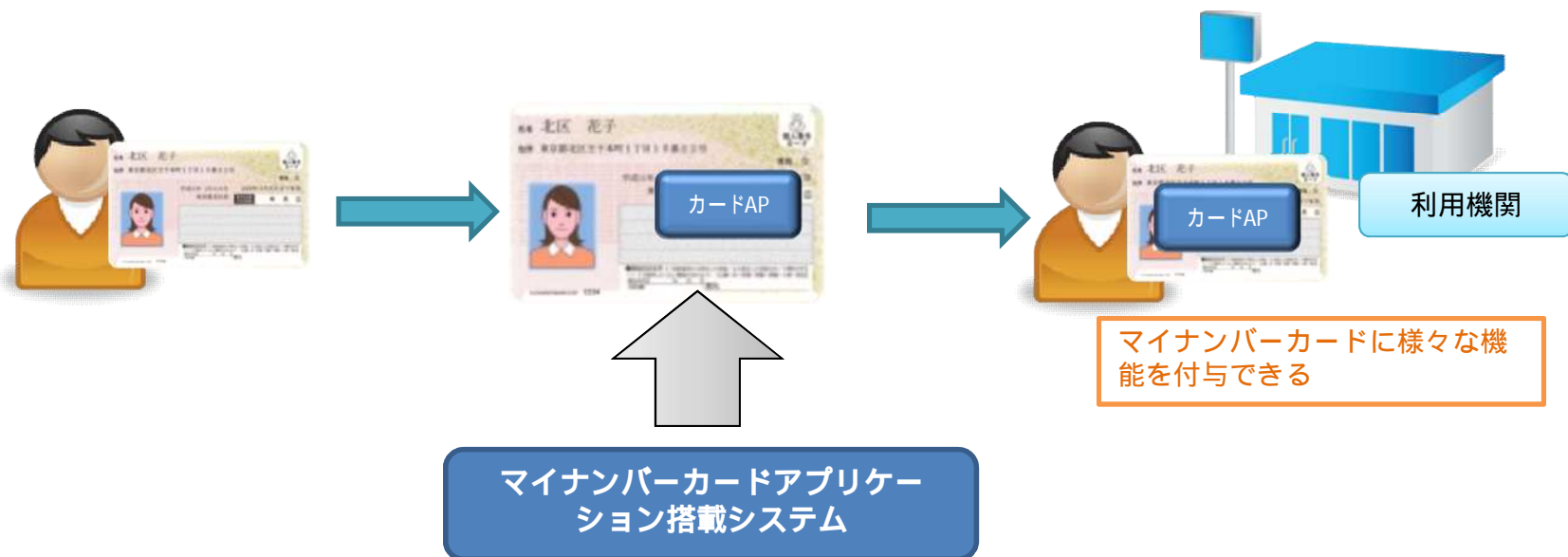
オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

電子証明書 を利用

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムとは

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムは、マイナンバーカードに対し利用機関の任意のカードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、マイナンバーカードを利用した業務・サービスを行えるようにするためのシステムです。

マイナンバーカードにカードAPを搭載することで、職員証・社員証として機能させたり、企業独自の会員サービス等の仕組みを持たせることも可能となります。

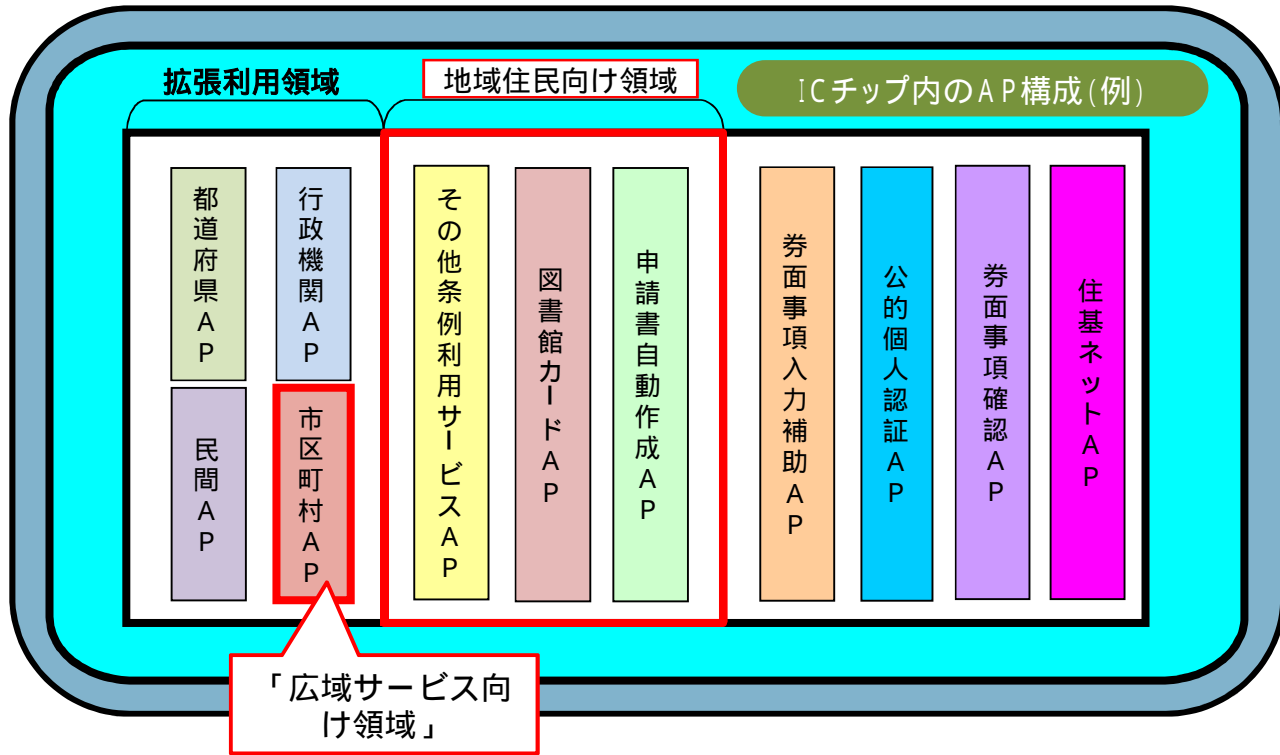


利活用におけるメリット

- ・市区町村が交付するマイナンバーカードを使用するため、新規でカードを作成する必要がない。
- ・カードの有効期限が10年間のため、当面使用できる。
- ・国際規格に準拠したセキュリティの高いカードである。
- ・マイナンバーカードアプリケーション搭載システムとカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISが提供しているため、安価で容易にサービスの導入が可能。

マイナンバーカードのICチップ(空き領域)の利活用について

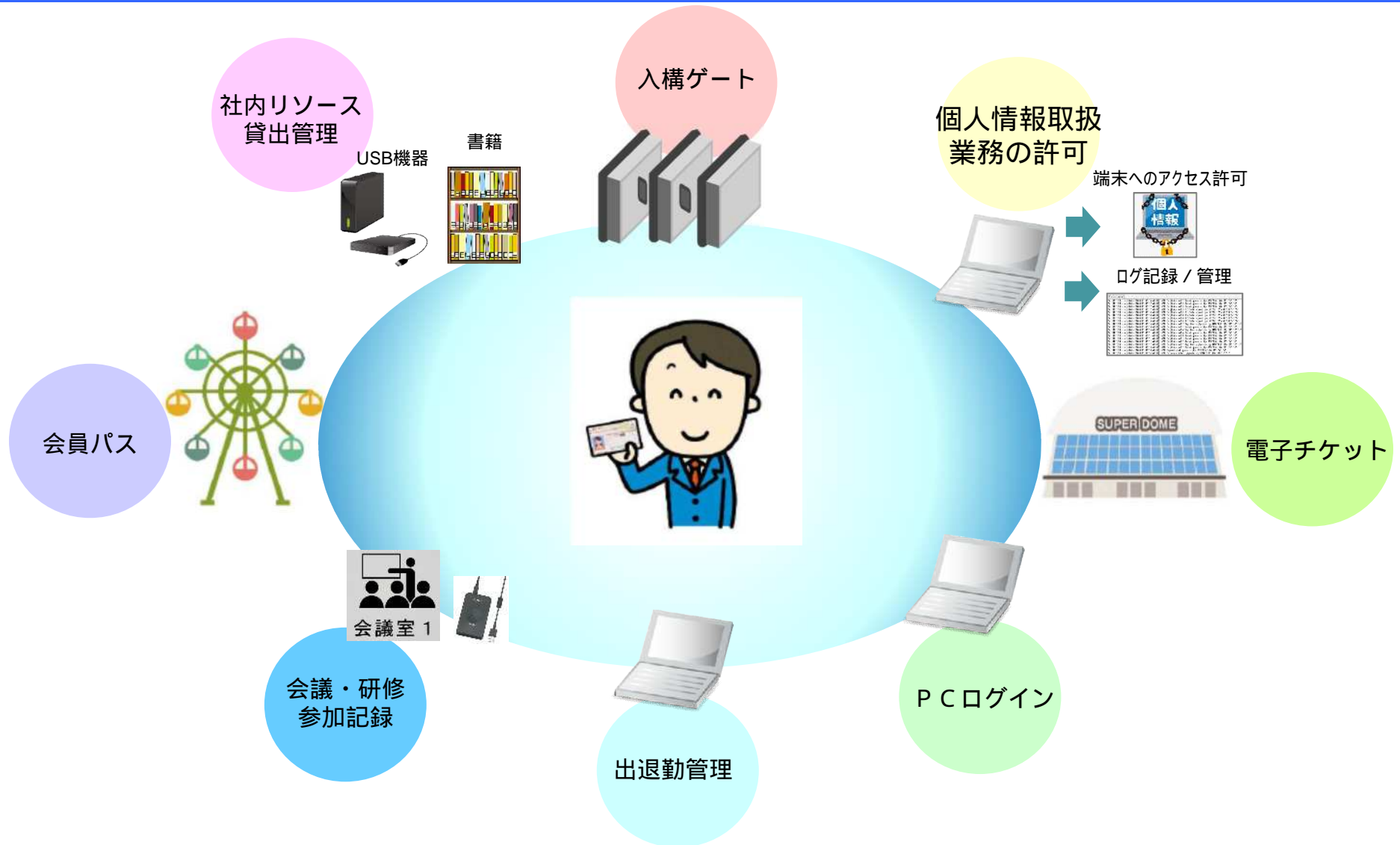
市区町村が活用できる領域



「地域住民向け領域」と「広域サービス向け領域」の使い分け

	根拠法令	条例制定の必要性	転出の際の処理	具体的な利活用シーン
地域住民向け領域	番号法18条1号	あり	転出とともにアプリが自動で消える	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の投票所入場受付の際の入場券のかわりとして 地域住民限定の割引サービス券として
広域サービス向け領域	番号法18条2号 番号法施行令18条2項2号	あり	転出しても消えない	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の住民にも開かれた図書館の利用カードとして 自治体職員の職員証として

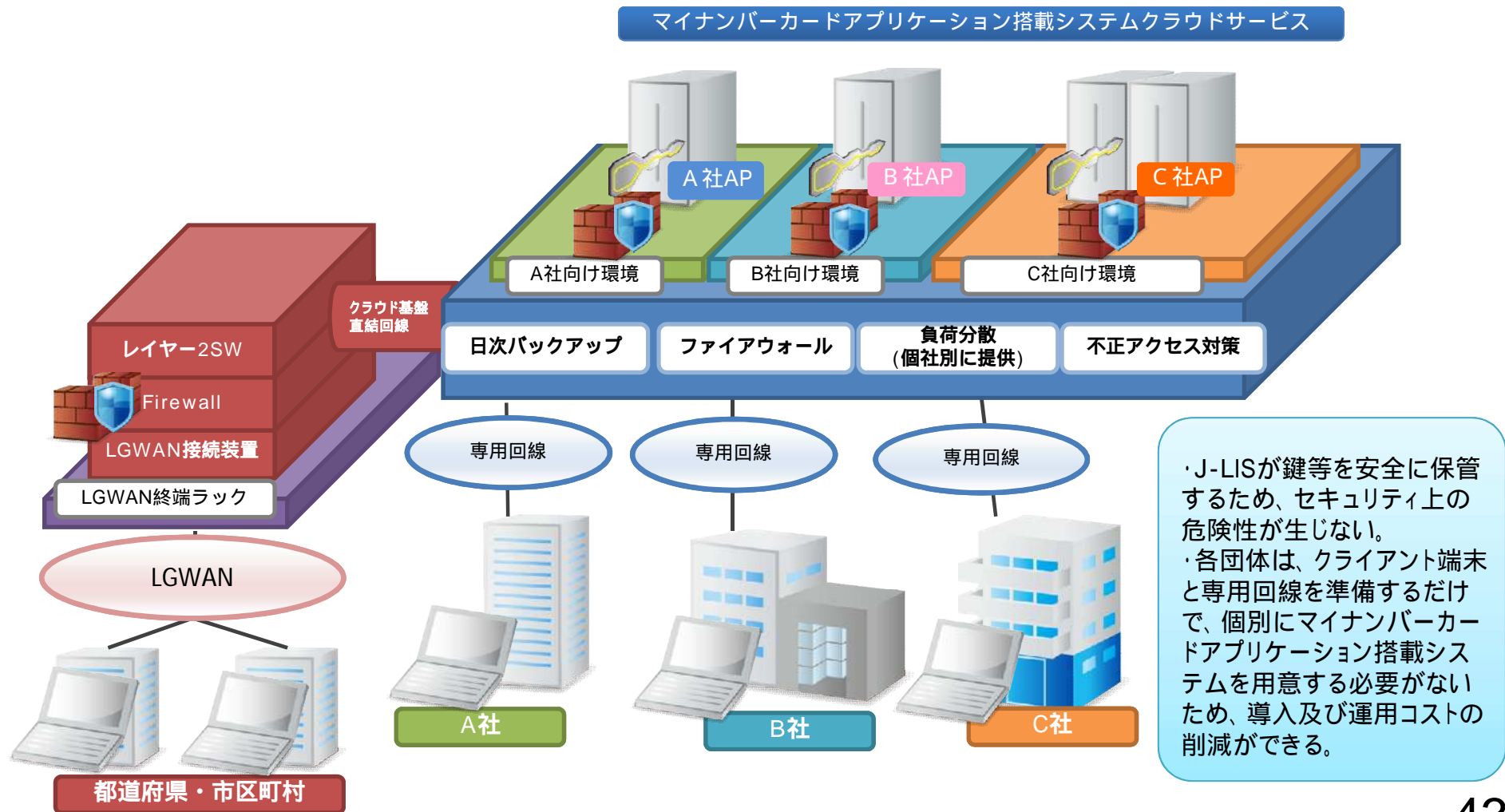
利活用イメージ



マイナンバーカードの空き領域にカードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することにより、1枚のカードで、さまざまなサービスを提供することが可能となる。

マイナンバーカードAP搭載システムのクラウドサービス提供

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、マイナンバーカードにカードAPを搭載する各団体(国、都道府県、市区町村、民間事業者等)において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、マイナンバーカードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



おわりに

コンビニ交付関連資料提供のご案内

コンビニ交付の最新資料(住所地と本籍地が異なる戸籍証明書に係る資料、キオスク端末庁内設置及び広域交付インタフェース仕様書等)を公開しています。

資料提供申し込みの手続き方法は、当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html

マイナンバーカードAP搭載システム関連資料提供のご案内

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムの最新資料を公開しています。

資料提供申し込みの手続き方法は、当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap_001.html

本件に係るお問い合わせは、下記までご連絡ください。

地方公共団体情報システム機構 研究開発部

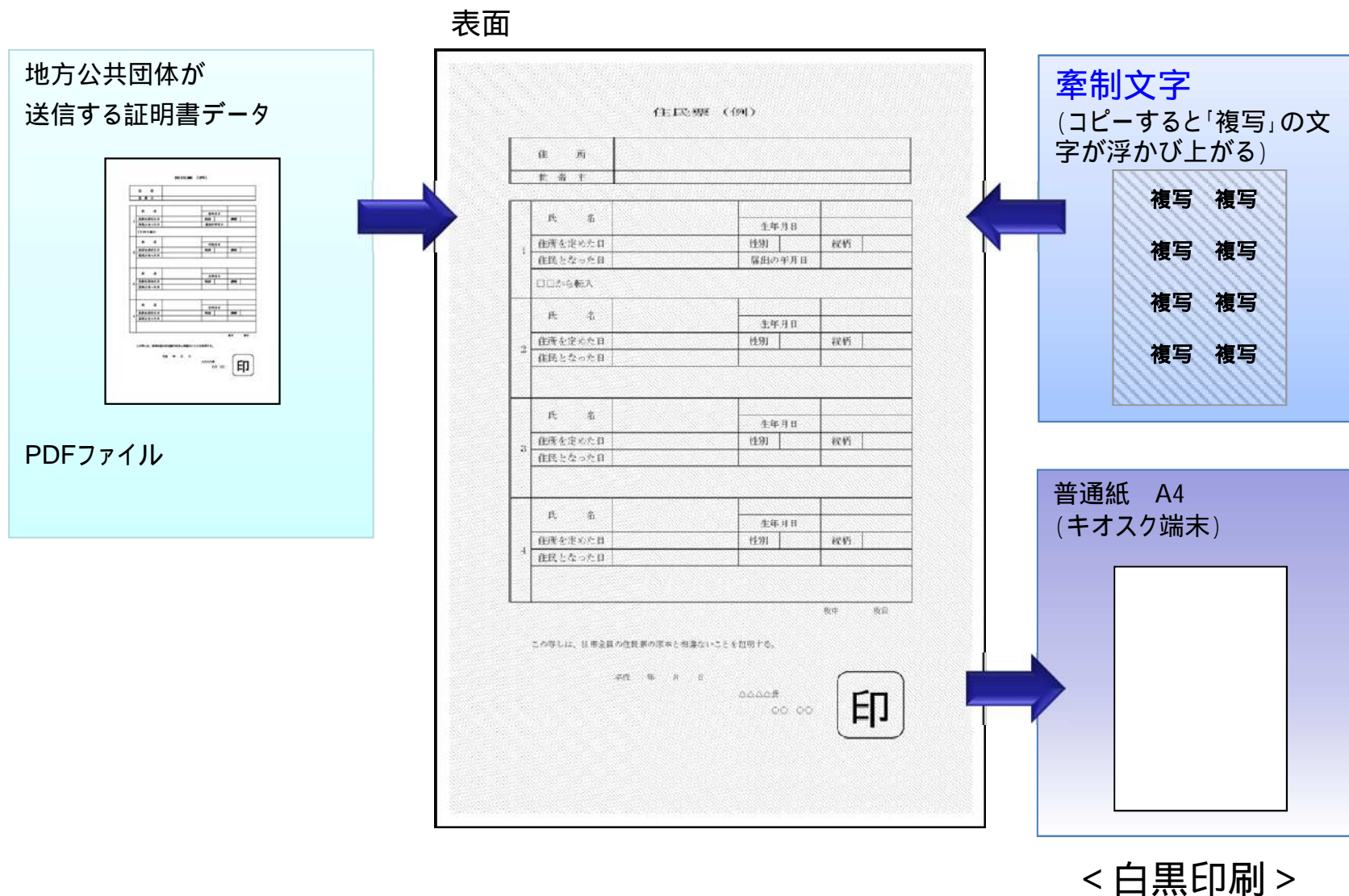
電話：03 - 5214 - 8002

ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/>

以下、參考資料

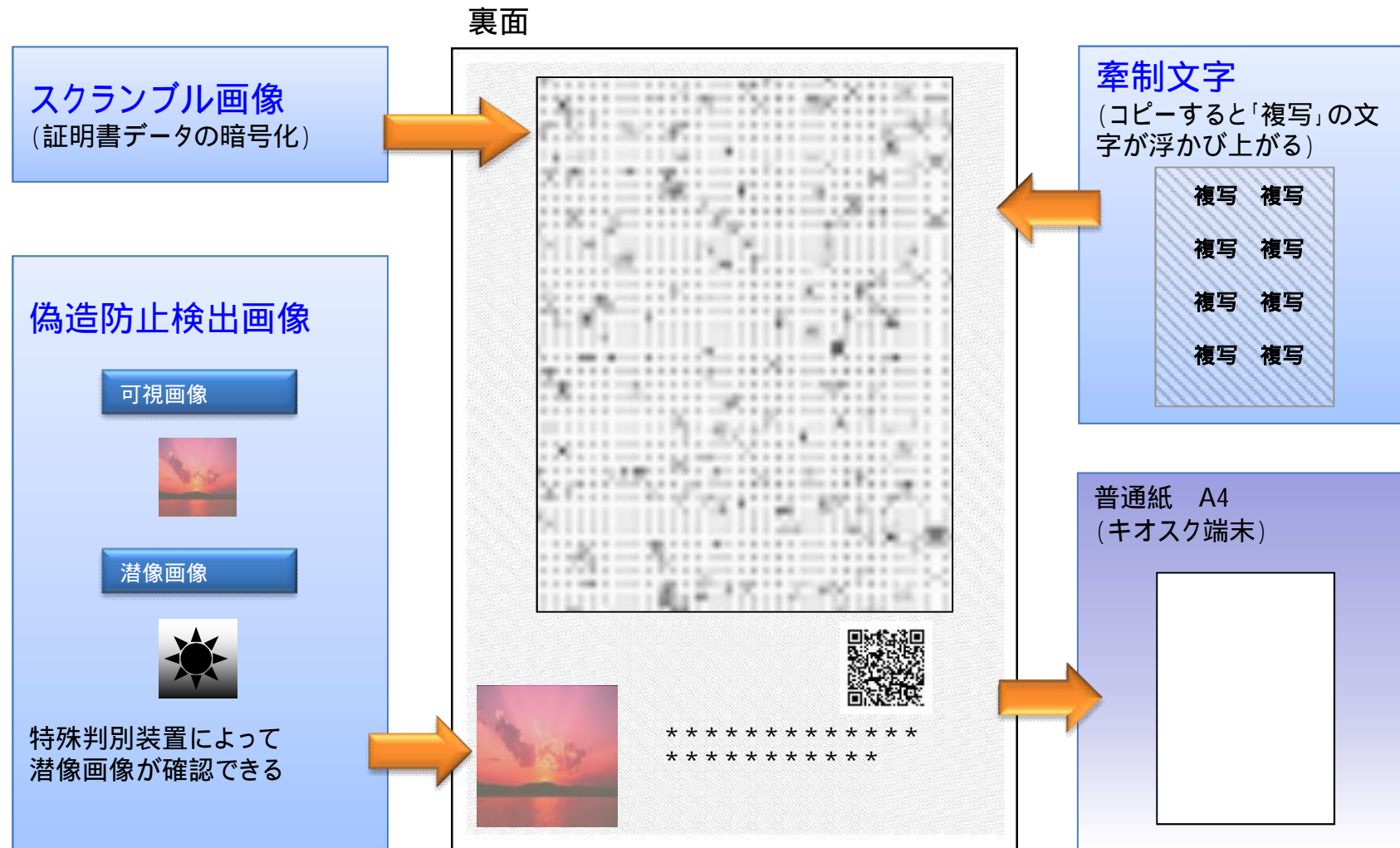
コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

印刷のイメージ(おもて面)



コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

印刷のイメージ(うら面)



< カラー印刷 >

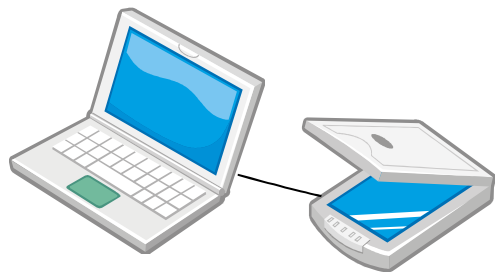
スクランブル画像による改ざん防止の仕組み(解説)

- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能

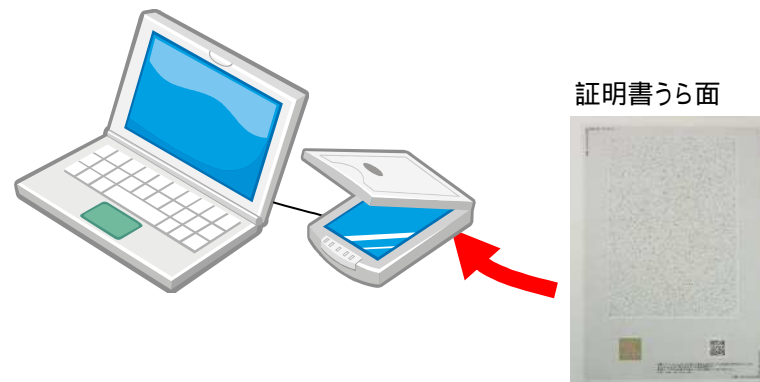


長期保存された証明書がいつでも再現できて、改ざん有無の確認が可能となる

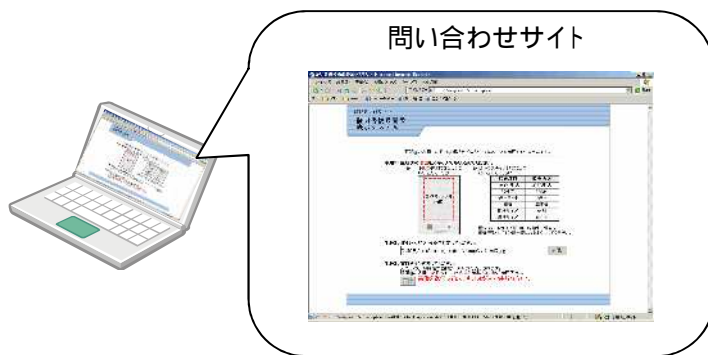
スクランブル画像の確認手順



インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。

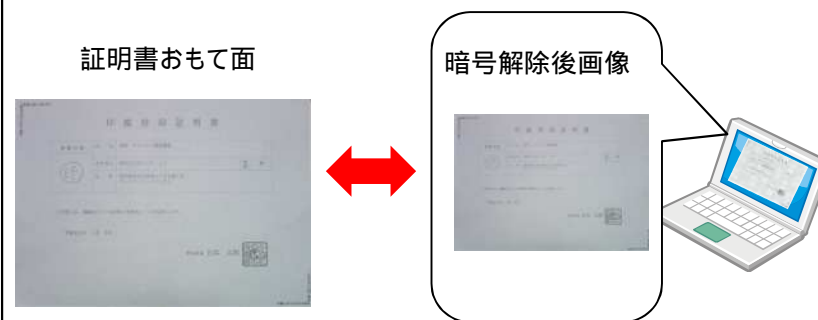


お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。



問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL <https://cdid.lg-waps.jp/>



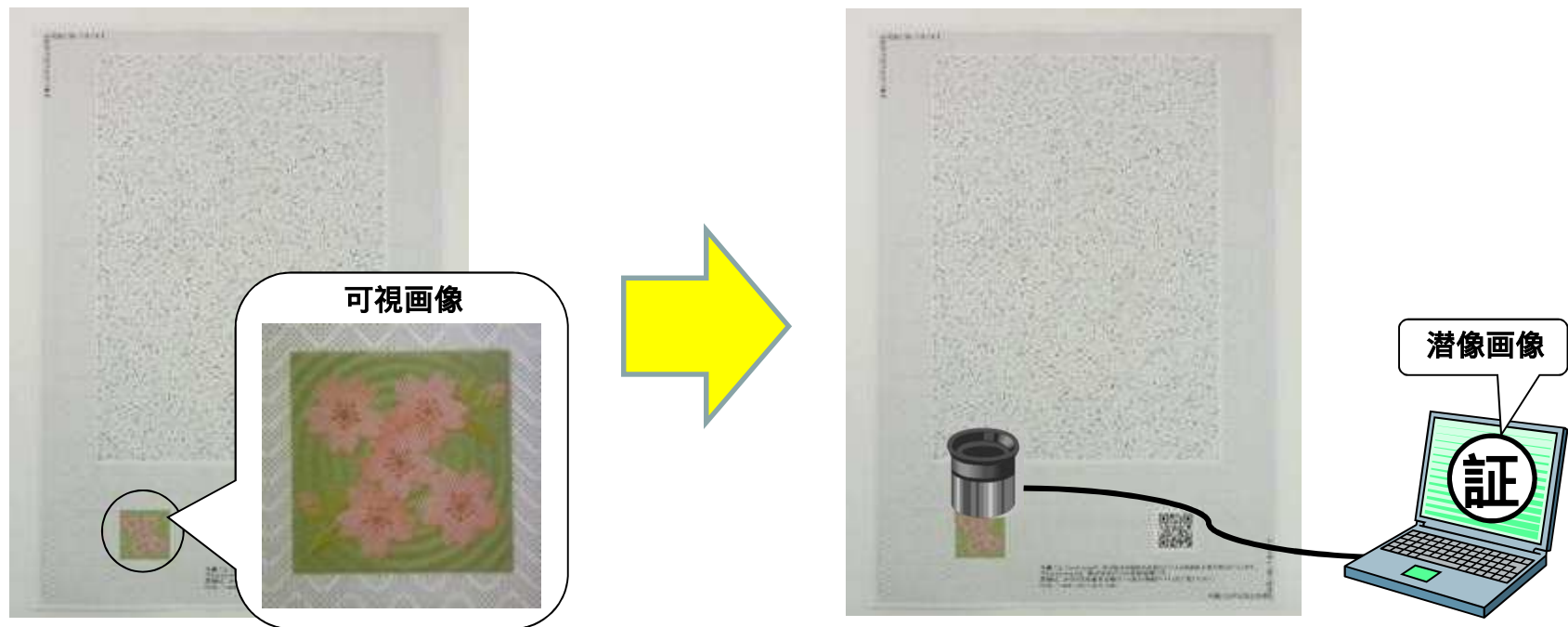
暗号を解除した画像がパソコン画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

偽造防止検出画像の確認方法

偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像(可視画像)に加え、可視画像の裏に隠れている画像(潜像画像)が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。



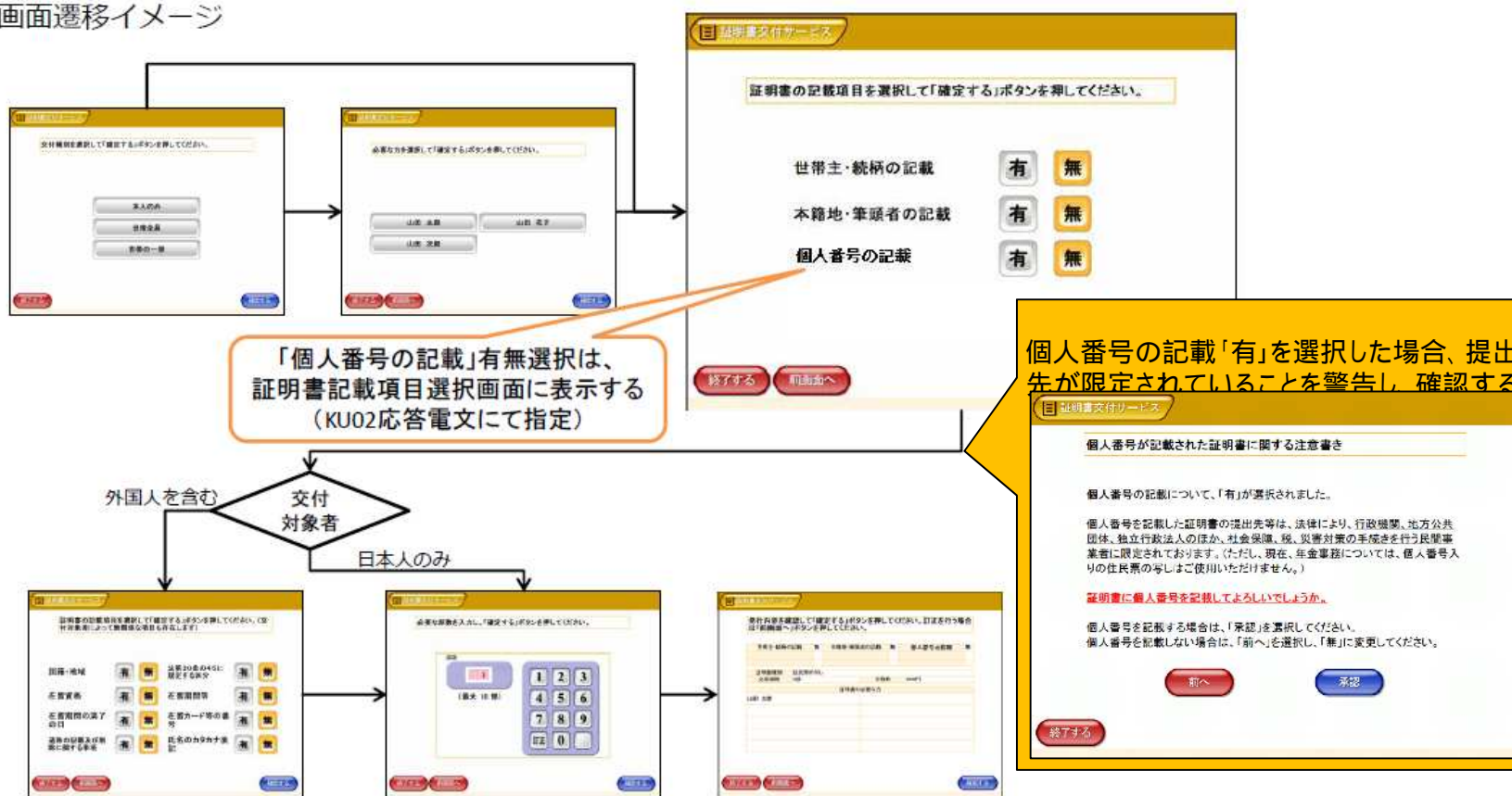
証明書うら面の可視画像(桜)をご確認ください。

特殊な画像確認器具で見ると、可視画像(桜)が消えて、潜像画像(に「証」の字)が浮かび上がります。
コピーされたものは、潜像画像が見えません！

個人番号の記載有無に関する選択機能

「広域交付システムインタフェース仕様書(第4.0版)」に準拠することにより、住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付において、利用者が「個人番号の記載」有無について選択することが可能となります。

画面遷移イメージ



証明発行サーバに個人情報と共に個人番号を管理する場合、市町村でPIA(特定個人情報保護評価)の実施が必要となります。

- 案1) 既存住基システムのPIAと一緒に整理(提供先、委託事業者へのリスク対策等を追記)
- 案2) 既存住基システムのPIAとは別に整理

住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書等交付(画面イメージ)

利用登録申請ができる店舗(平成29年6月現在)

セブン-イレブン Aコープ(北東北・鹿児島)

ミニストップ

ローソン(平成29年7月25日開始予定)

その他店舗は調整中

1) 利用登録申請(キオスク端末からの申請)

本籍地市区町村選択画面

- ・申請番号及び利用登録状況の確認方法を表示
- ・戸籍データの紐付けに要する日数や連絡先等の市区町村メッセージを表示

キオスク端末側の制御

申請情報入力画面

- 画面に表示されるキーボードを使って本籍、筆頭者氏名、連絡先電話番号を入力

照合番号入力画面(券面事項入力補助AP)

- 券面事項入力補助APを使って申請者の4情報を入力

2) 利用登録確認

申請情報送信完了画面

申請番号入力画面

確認結果表示画面

コンビニ交付の多言語対応

コンビニ交付では次のとおり多言語(6ヶ国語)対応を実施しています。

対応言語：英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

多言語対応する証明書の種類：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

画面サンプル

言語選択

英語

中国語(簡体)

中国語(繁体)

The screenshots show the language selection interface for three languages: English, Chinese (Simplified), and Chinese (Traditional). Each screen displays a list of certificate types with their respective descriptions in the selected language. The English screen includes a note: "Some of instructions shown in Japanese." The Chinese screens include notes about the service being provided in Japanese for non-Japanese certificates.

日本語

韓国語

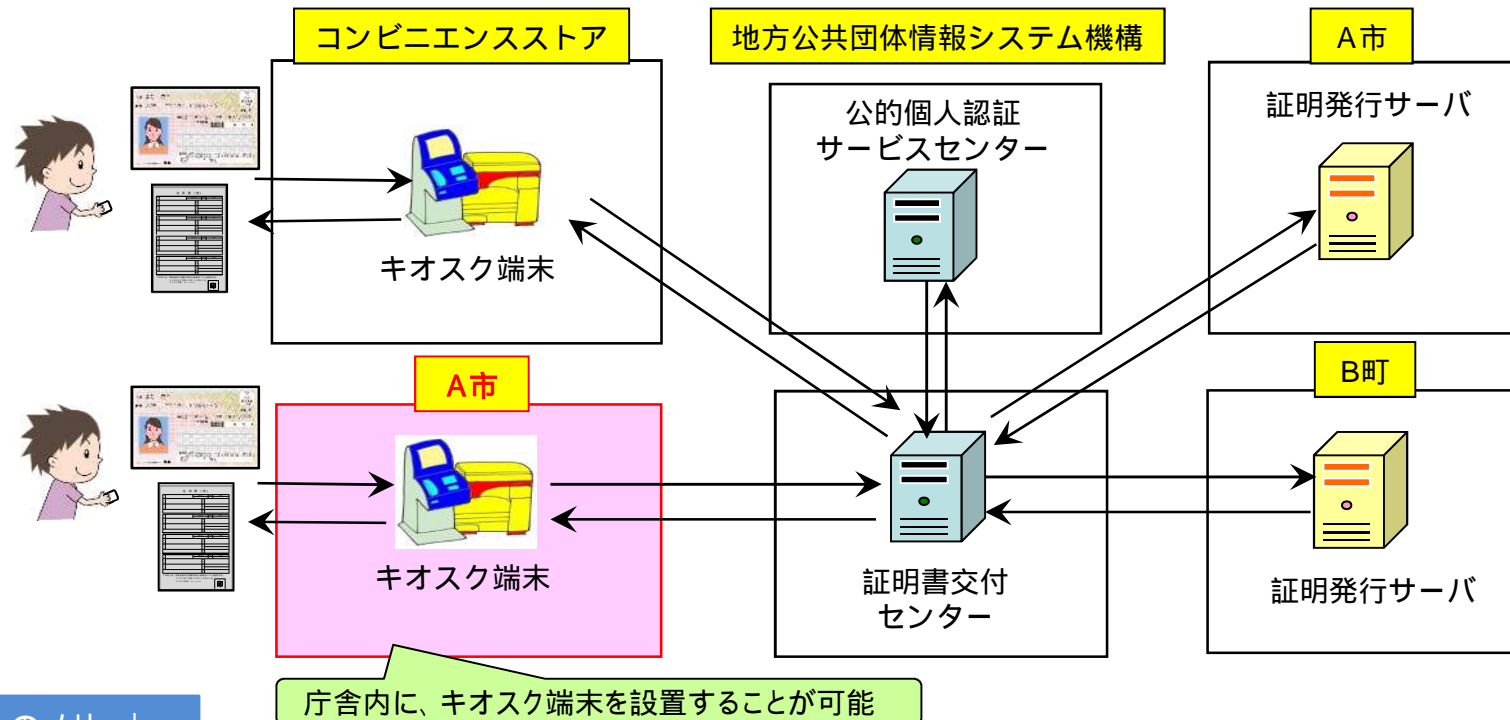
スペイン語

ポルトガル語

The screenshots show the certificate selection interface for four languages: Japanese, Korean, Spanish, and Portuguese. Each screen displays a list of certificate types with their respective descriptions in the selected language. The Japanese screen includes a note: "必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。" The Korean screen includes a note: "필요한 증명서를 선택한 후 '확정' 버튼을 누르십시오." The Spanish screen includes a note: "Algunas instrucciones son solo en japonés." The Portuguese screen includes a note: "Alguns certificados são atendidos em japonês."

キオスク端末の庁内設置(市町村がコンビニ事業者等となるケース)

40市区町70拠点以上で設置が進んでいます！(平成29年5月末現在)



導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。(コンビニ交付の利用促進が期待される)

設置の主な条件(市町村での準備)

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置(キオスク端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置)
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用(つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等)

詳細については、市町村とキオスク端末運営事業者で調整をお願いいたします。

コンビニ交付導入後の利用率の向上に向けて

マイナンバーカードと印鑑登録証を併せ持ち、窓口でも店舗でも印鑑登録証明書の取得が可能です

カテゴリ	具体例	事例・備考等
マイナンバーカードの利便性向上	マイナンバーカードで印鑑登録証明書を交付できるよう印鑑条例等に規定する	<p>コンビニ交付導入の際において、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を交付することができる旨を印鑑条例等に規定すれば、マイナンバーカードを印鑑登録証として必ずしも位置づける必要はなく、その場合、マイナンバーカードと従来の印鑑登録証を併せ持つことが可能となる。</p> <p>マイナンバーカードがあれば窓口でもコンビニ等店舗でも印鑑登録証明書が取得できる</p> <p>宮崎市では、住基カード及びマイナンバーカードの交付枚数が人口の約5割に達しており、コンビニ等店舗における取得率は約23%を占めている(平成27年度)</p>

総務省からは、関連する下記2つの通知が示されている。

「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に関する質疑応答集」

(平成27年9月18日付け総行住第129号 各都道府県総務部長宛通知)

問3 個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合、個人番号カード以外の印鑑登録証等を同一人に対して交付してよいか。

答 個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合、印鑑登録証等の交付に代えることになるため、**同一人に対して個人番号カード以外の印鑑登録証等を交付することは認められない。**

マイナンバーカードを印鑑登録証として位置づける場合、個人番号カードと印鑑登録証との併用ができなくなる

「社会保障・税番号制度担当者説明会やデジタルPMOにより当課に寄せられた質問に対する回答について」

(平成28年3月29日付け事務連絡 各都道府県社会保障・税番号制度担当課宛)

問65 印鑑登録証明事務処理要領においては、個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合は、従来の印鑑登録証等の交付に代えて個人番号カードを利用することとされていますが、コンビニ交付の導入後、個人番号カードを印鑑登録証と位置付けることなく、従来の印鑑登録証等と個人番号カードを合わせて持たせることは可能ですか。

答 差し支えありません。
なお、この場合の個人番号カードは印鑑登録証等に該当しないこととなるため、**個人番号カードを利用して印鑑登録証明書を交付することができる旨印鑑条例等に規定することが適当です。**

広報資料(事業者共同ポスター)

コンビニ交付参加団体にご案内している共同ポスターです。市区町村内の店舗に貼っていただけるほか、広報資料等にもご利用いただけます。

ご安心ください これで見えます

いつでも! 近くで! カンタンに!

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗 <ul style="list-style-type: none"> セブンイレブン ローソン サークルK サンクス ファミリーマート セイコーマート Aコープ北東北 イオンリテール コジューニティストア エコープ東北圏 セーブオン 〇〇市庁舎・支所 	取得できる証明書 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 印鑑登録証明書 各種証明書 住民票記載事項証明書 戸籍全部(謄本)事項証明書 戸籍の附票の写し 	ご利用可能時間 6:30~23:00 <small>(12月29日~1月3日を除く)</small> <small>※詳細は個人番号カードセンターのホームページ(https://www.lg-waps.jp)をご覧ください。</small>
---	---	---

ご利用にあたっては、個人番号カード(または住民カード)が必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント 店舗内のマルチコピー機をご自分で操作するので安心です。証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先は 〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで ☎01 2345 6789 ✉xxxxx@yyyyy.zzz.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。 発出期限 2016年 ××月××日

えっ! 住民票が コンビニで!?

いつでも! 近くで! カンタンに!

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗 <ul style="list-style-type: none"> セブンイレブン ローソン サークルK サンクス ファミリーマート セイコーマート Aコープ北東北 イオンリテール コジューニティストア エコープ東北圏 セーブオン 〇〇市庁舎・支所 	取得できる証明書 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 印鑑登録証明書 各種証明書 住民票記載事項証明書 戸籍全部(謄本)事項証明書 戸籍の附票の写し 	ご利用可能時間 6:30~23:00 <small>(12月29日~1月3日を除く)</small> <small>※詳細は個人番号カードセンターのホームページ(https://www.lg-waps.jp)をご覧ください。</small>
---	---	---

ご利用にあたっては、個人番号カード(または住民カード)が必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント 店舗内のマルチコピー機をご自分で操作するので安心です。証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先は 〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで ☎01 2345 6789 ✉xxxxx@yyyyy.zzz.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。 発出期限 2016年 ××月××日

コンビニ交付ポータルサイト

<https://www.lg-waps.jp/>

コンビニ交付ポータルサイトとは
住民の皆様、コンビニ交付を理解して
ご利用いただくため、市町村で取れる証
明書の種類やご利用手順を記載している
ほか、コンビニ交付で取得した証明書を
受け取る方向けの確認方法等の最新情報
をご提供しています。是非ご覧ください。

< 概要 >

- ・ お知らせ・新着情報
- ・ コンビニ交付とは

< ご利用者向け >

- ・ サービスご利用前に必要なこと
- ・ 住所地の各種証明書取得方法
- ・ 本籍地の戸籍証明書取得方法
- ・ 利用できる市区町村
- ・ 利用できる店舗情報
- ・ よくある質問

< 証明書を受け取った方向け >

- ・ 受け取った証明書の確認方法
- ・ よくある質問

The screenshot shows the LG WAPS portal website. The main header includes the title 'コンビニ交付' and a language selector for '大 中 小'. A navigation menu on the left lists various services and information. The main content area features a cartoon illustration of a family and the text 'これからは、いつでも、どこでも、マイナンバーカードで！'. Below this, there are sections for 'お知らせ' (Notice) and '新着情報' (Latest Information) with a list of recent updates. A footer contains copyright information and a date of the last update.

コンビニエンスストア等における
証明書等の自動交付 **コンビニ交付** 文字サイズ変更ボタン
大 中 小

現在の場所・お知らせ・新着情報

お知らせ・新着情報

コンビニ交付とは

コンビニ交付の利用

サービスご利用前の準備

証明書の取得方法

本籍地の戸籍証明書取得方法

利用できる市区町村

利用できる店舗情報

よくある質問 (住民の方向け)

証明書を受け取る企業・団体等の方

受け取った証明書の確認方法

受け取った証明書の確認サイト

よくある質問 (企業・団体等の方向け)

関連サイトへの外部リンク

総務省
住民基本台帳ネットワーク

マイナンバー制度とマイナンバーカード (総務省)

地方公共団体
情報システム機構

マイナンバーカード
総合サイト (地方公共団体
情報システム機構)

これからは、いつでも、どこでも、マイナンバーカードで！

お知らせ

新着情報

- ・ 2016年5月18日 お住まいの市区町村と本籍地の市区町村が異なる方への戸籍証明書の交付サービスを開始しました。「利用できる市区町村」にて、本籍地が本サービスを開始しているかご確認の上、ご利用ください。
- ・ 2016年2月18日 今後の参加予定を含めた市区町村の参加状況を追加しました。(コンビニ交付がご利用できる市区町村)
- ・ 2016年2月9日 マイナンバーカード対応を登録し、リニューアルしました。

↑このページの先頭へ

copyright(c) 2016 J-LIS All rights Reserved

最終更新日:平成28年5月18日
[このサイトについて](#)

コンビニ交付サービスの見通し

番号制度開始後のコンビニ交付に関する疑問

情報連携が進展していくと、紙の証明書は無くなっていくのではないかと

情報連携とは、

社会保障・税・防災の分野限定し、利用可能。ただし、当面は官官連携のみ
(印鑑登録制度や戸籍制度では利用不可)

「民間利用(官民の情報連携)については、法律施行(平成27年)後、3年(平成30年)をめどに、その段階での法律の施行状況をみながら、検討を加えたうえで、必要があると認めた場合には、国民の皆様のご理解を得ながら、所要の措置を講じる」(内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページより抜粋・加筆)

民間利用(官民連携)が開始されたとしても情報連携投資の可否等を考慮すると...

大手のインフラ系企業の情報連携はすぐに可能だが、

多くの企業は情報連携がすぐにできない

電気・ガス等のインフラ関連会社、クレジットカード会社、銀行等の金融機関

中小の不動産会社、住宅販売会社、自動車販売会社等

当面、市区町村から「紙」の証明書が無くなるわけではない

今後もコンビニ交付は有効!

【参考 コンビニ交付の証明書交付割合】

44%: 印鑑登録証明書 民間事業者に提出される

48%: 住民票の写し 住宅関係手続など多くの民間事業者に提出される

5%: 各種税証明書

3%: 戸籍証明書、戸籍の附票の写し

空き領域に格納するカードAPについて

空き領域(拡張利用領域)に搭載するカードAPとして3種類の標準タイプのカードAP(以下「標準カードAP」という。)を、J-LISが無償で提供している。

種別	概要	情報	パスワード	相互認証	カードから端末機までの暗号化
タイプA (レコード型AP)	相互認証を行うため、厳密な認証が必要とされるケースに適しています。(主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用。)	ID等	あり/なし	あり	なし (ただし、端末機とサーバ間については暗号化有。)
タイプC (共通カードAP)	認証不要でIDを読み出すことが可能なアプリケーションです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)	IDのみ	なし	なし	なし (ただし、端末機とサーバ間については暗号化有。)
タイプD (バイナリ型AP)	格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うアプリケーションです。(主に、避難者情報等の4情報を取り扱うサービスで使用。)	ID等	あり/なし	あり	あり (全経路において暗号化有。)

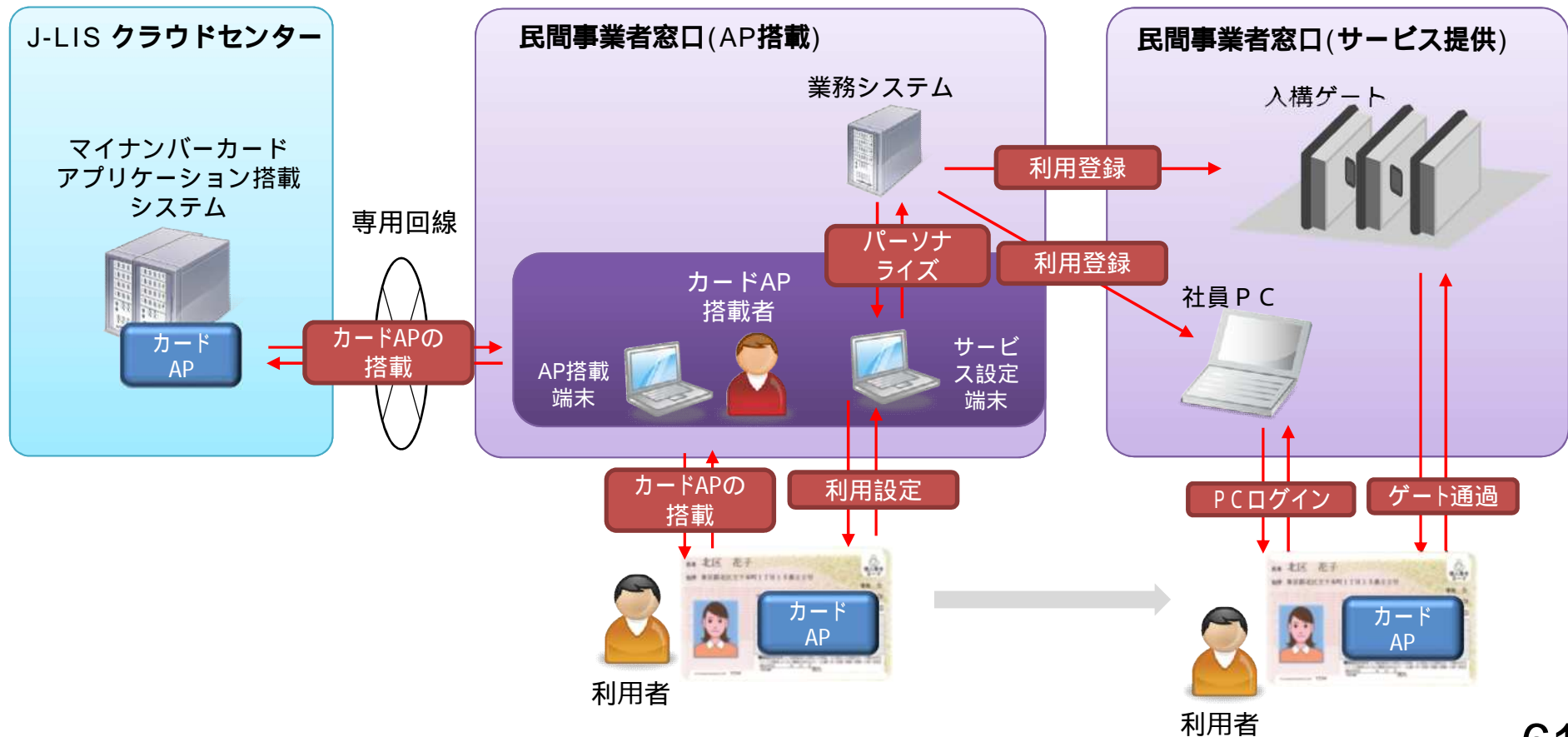
標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自仕様のカードAP(以下「独自カードAP」という。)を利用することも可能。(独自カードAPは、カードアプリケーションアダプタを使用した独自カードAPを、J-LISが無償で提供する。)

カードAP搭載までの流れ

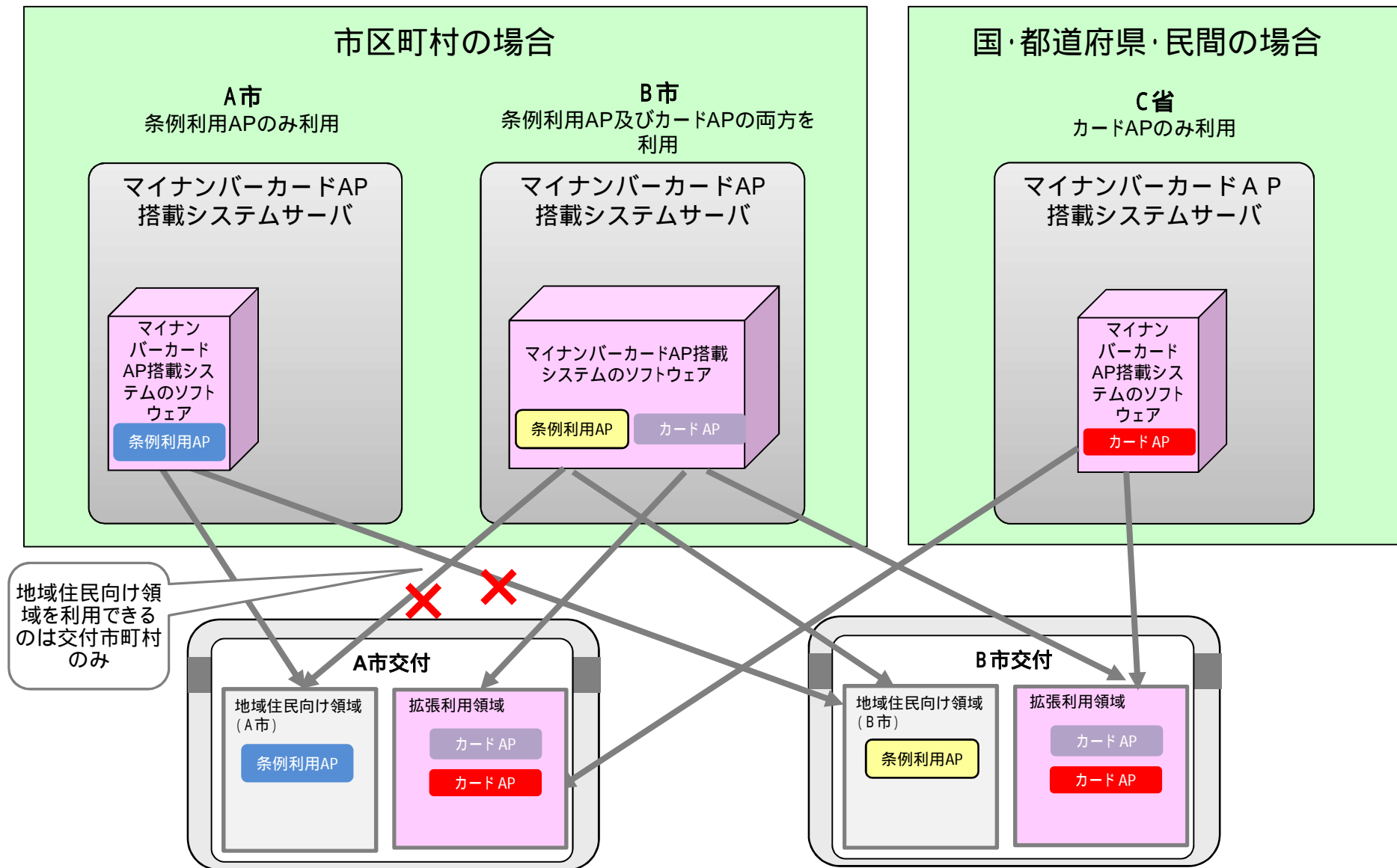


カードAP搭載からサービス利用までの流れ

カードAP搭載者は、マイナンバーカードアプリケーション搭載システムを利用してAP搭載端末からマイナンバーカードに対してカードAPを搭載する。
業務システムのサービス設定端末において、搭載したカードAPのパーソナライズを実施する。
利用登録が済んだら、サービス側(入構ゲート、社員PCのログイン等)で利用することができる。



カードAPの搭載イメージ

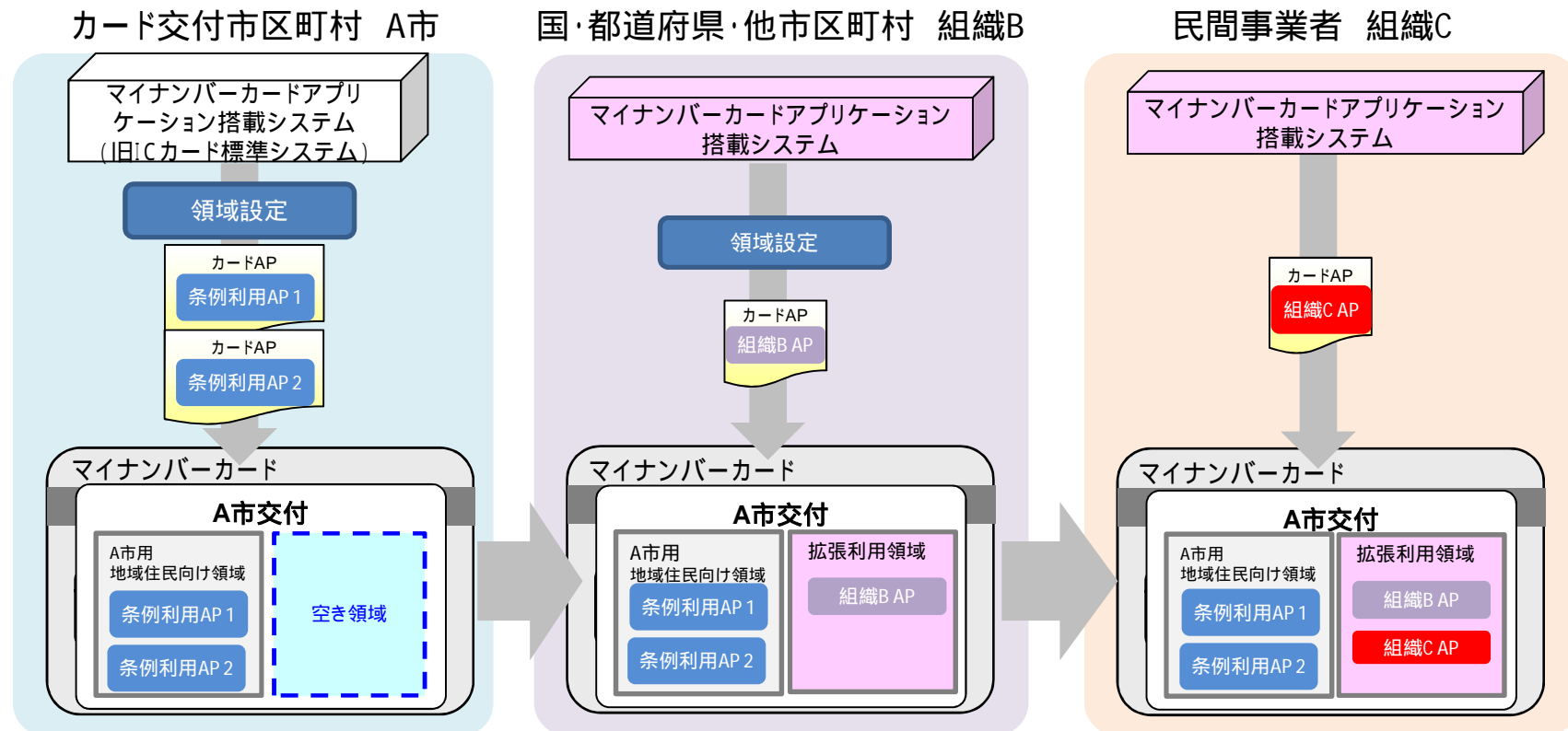


市区町村は、従来どおり、マイナンバーカードAP搭載システムを単独で利用することが可能である。
また、マイナンバーカードAP搭載システムを使って地域住民向け領域と拡張利用領域の両方が利用可能となる。

拡張利用領域の留意点

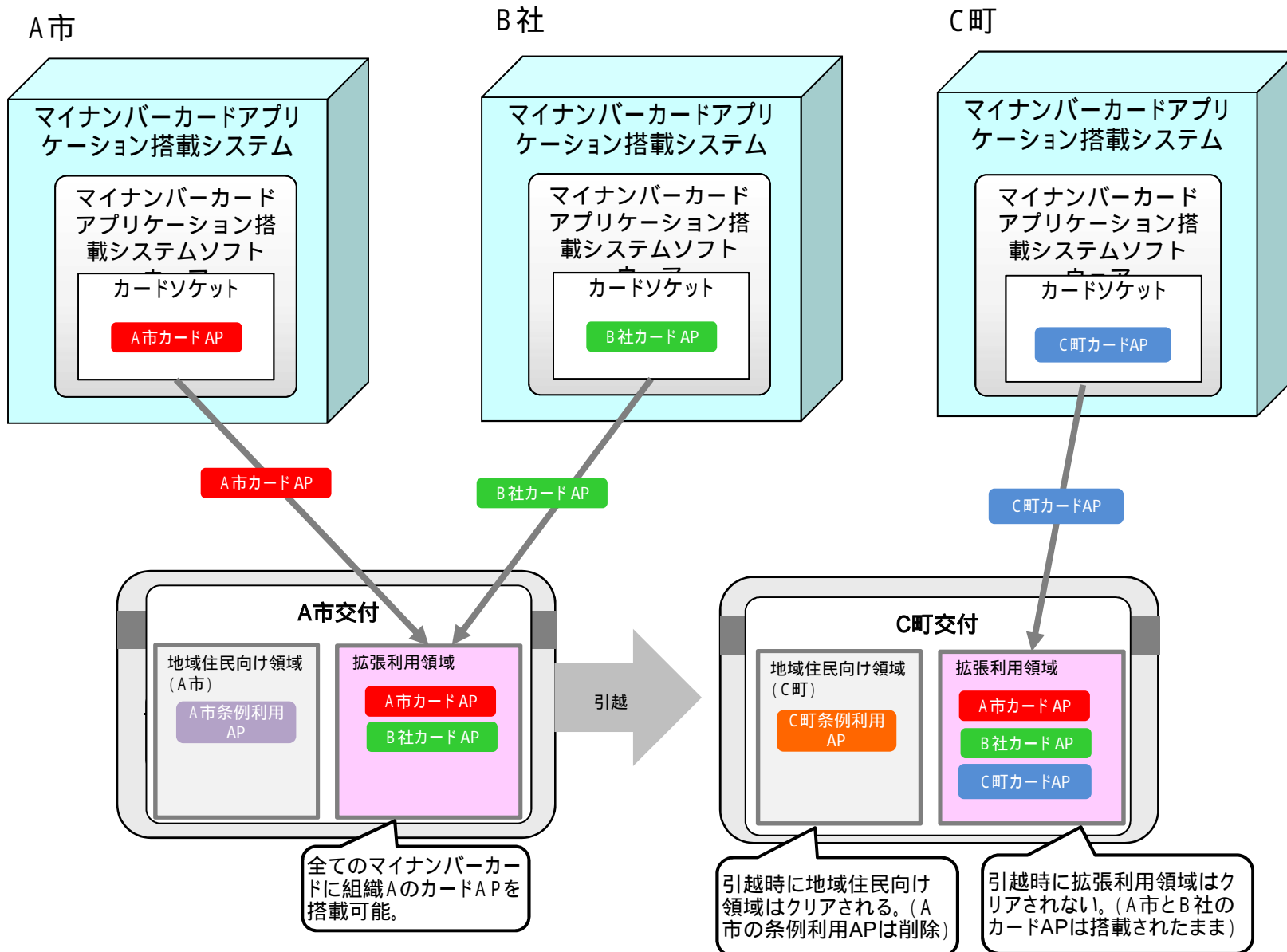
拡張利用領域内は、相当数のカードAPが搭載可能であるが、拡張利用領域は1つであり、複数の組織が同じ領域内にカードAPを搭載していくことから、1つのカードAPを複数のサービスで共用することが費用面でも容量の効率化の面でも望ましい。

また、拡張利用領域に搭載したカードAPは、引っ越しても領域とカードAPが削除されないため、利用者が利用を終了する場合は、搭載先の機関において、すみやかに該当のカードAPを削除するように、利用者に周知を行っていただきたい。

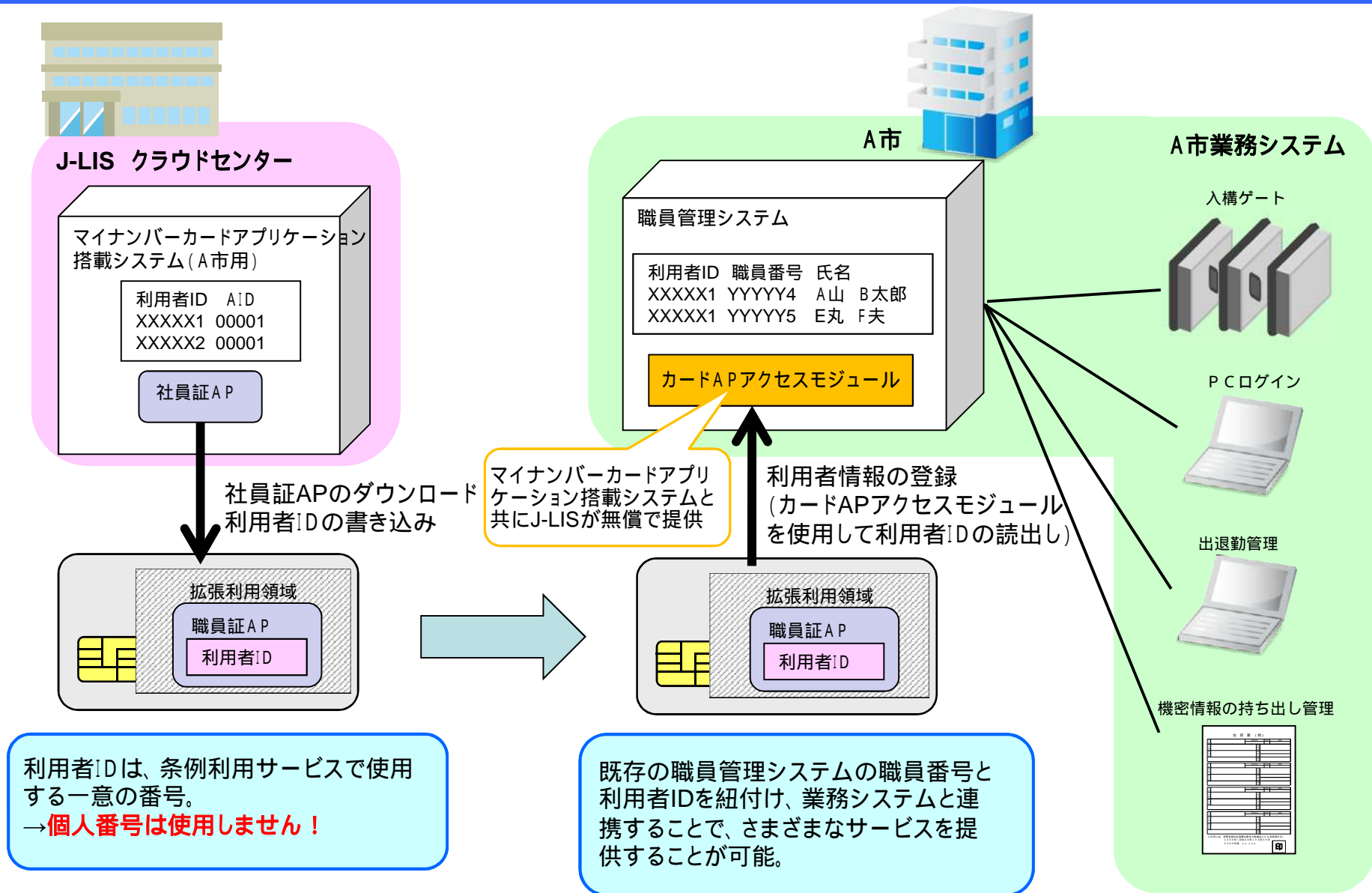


引越時のカードAPの搭載状況について

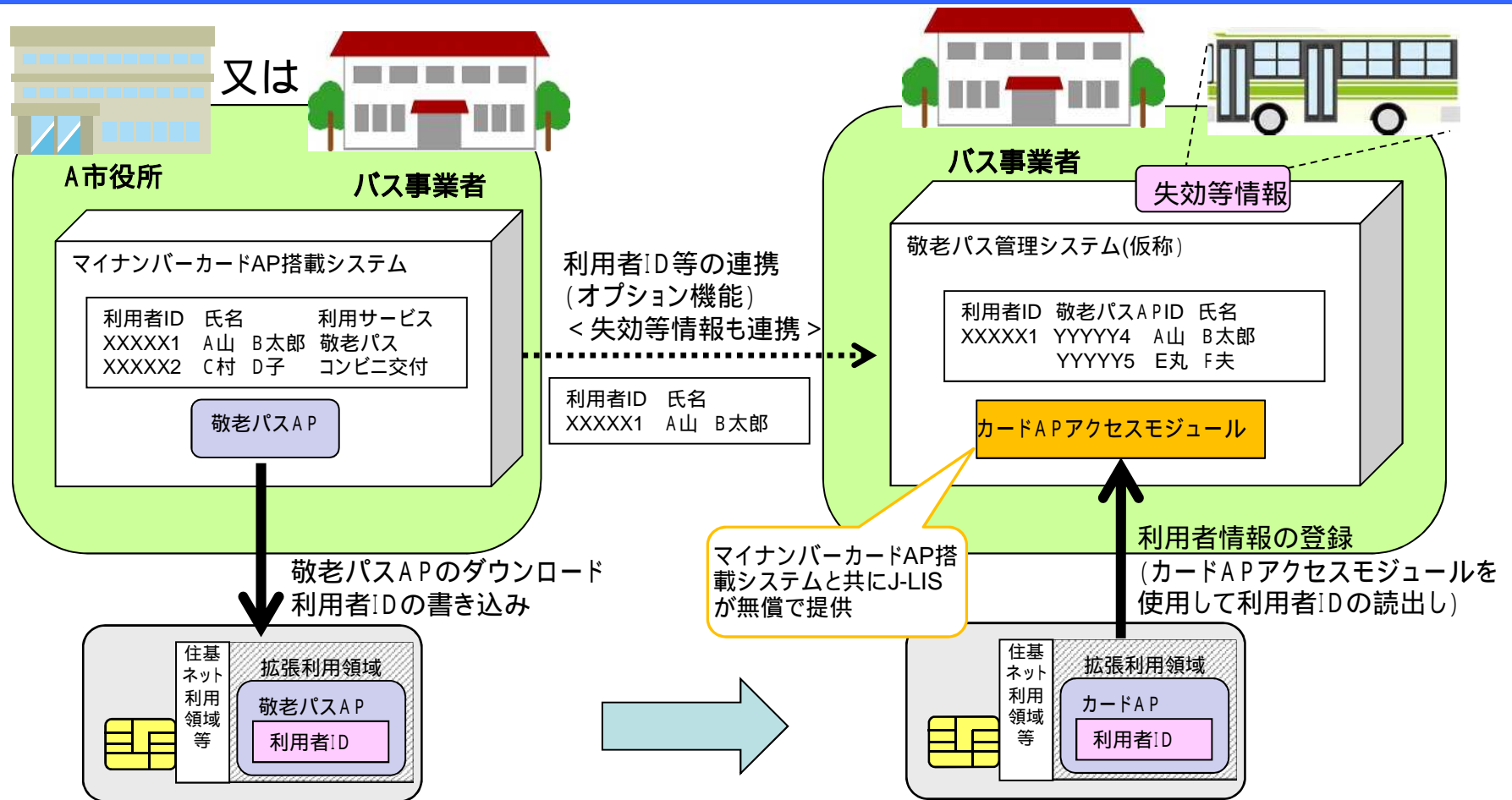
A市の住民がC町に引っ越した場合



マイナンバーカードを職員証として利用



バス利用に係る敬老パス機能をマイナンバーカードで利用



利用者IDは、条例利用サービスで使用する一意の番号。
 →**個人番号は使用しません!**

マイナンバーカードに搭載したカードAPで敬老パス機能を利用することにより、利用者は、スイカ、パスモ等と同様にカードR/Wにマイナンバーカードをかざすだけで利用が可能

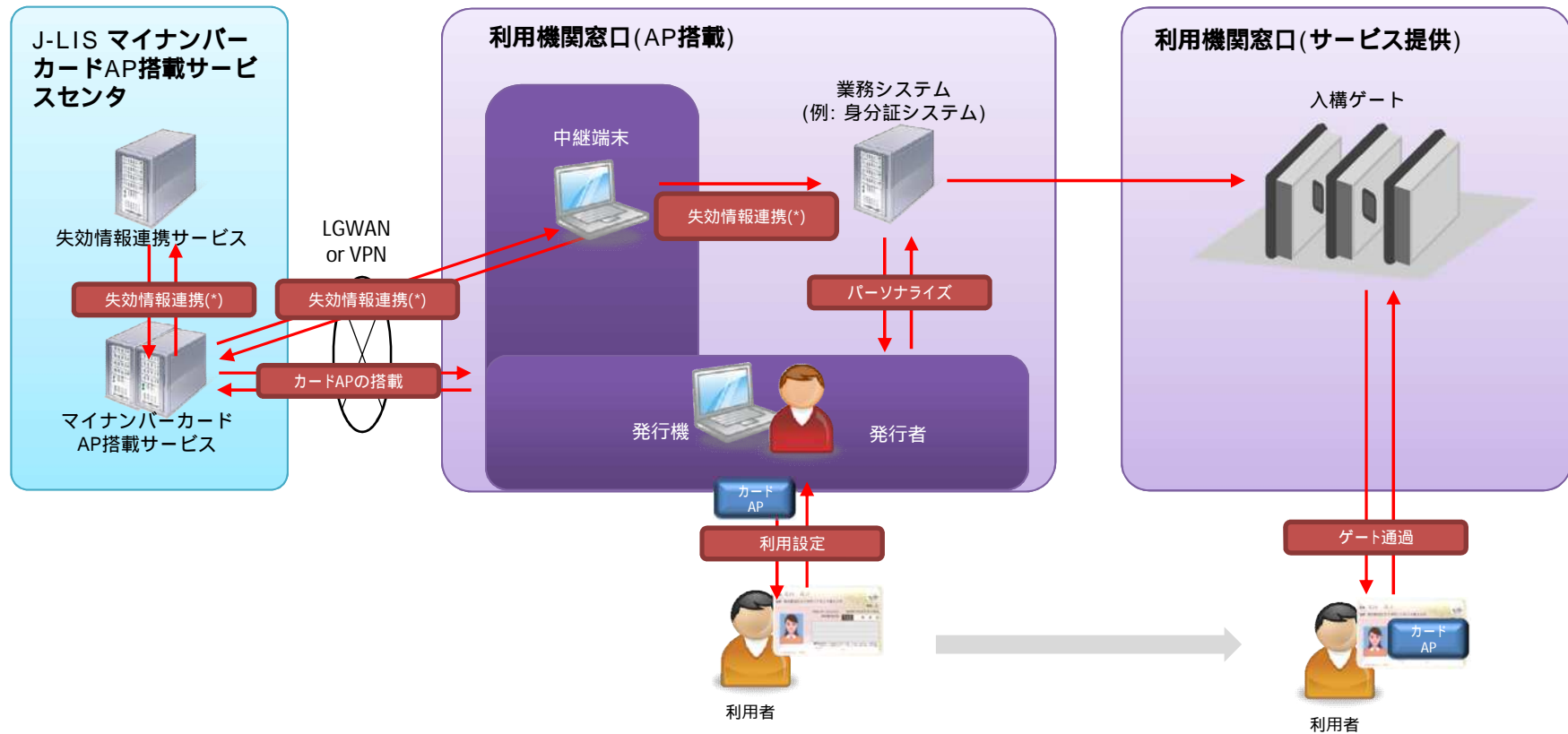
カードAPのダウンロード、読出しについては、マイナンバーカードAP搭載システムとICカード標準システムの双方に同様の機能

- ・ICカード標準システムでダウンロードしたカードAPは、引越した際に転入先でカードAPが削除される。
- ・マイナンバーカードAP搭載システムでダウンロードしたカードAPは引越しても削除されないため、転入前の市町村でのサービスを継続利用することが可能。

クラウドサービスの導入イメージ

クラウドサービス型導入は、LGWANもしくは閉域網を介しマイナンバーカードAP搭載サービスを利用する方式です。失効情報連携は利用機関窓口を設置する中継端末を介して行われます。

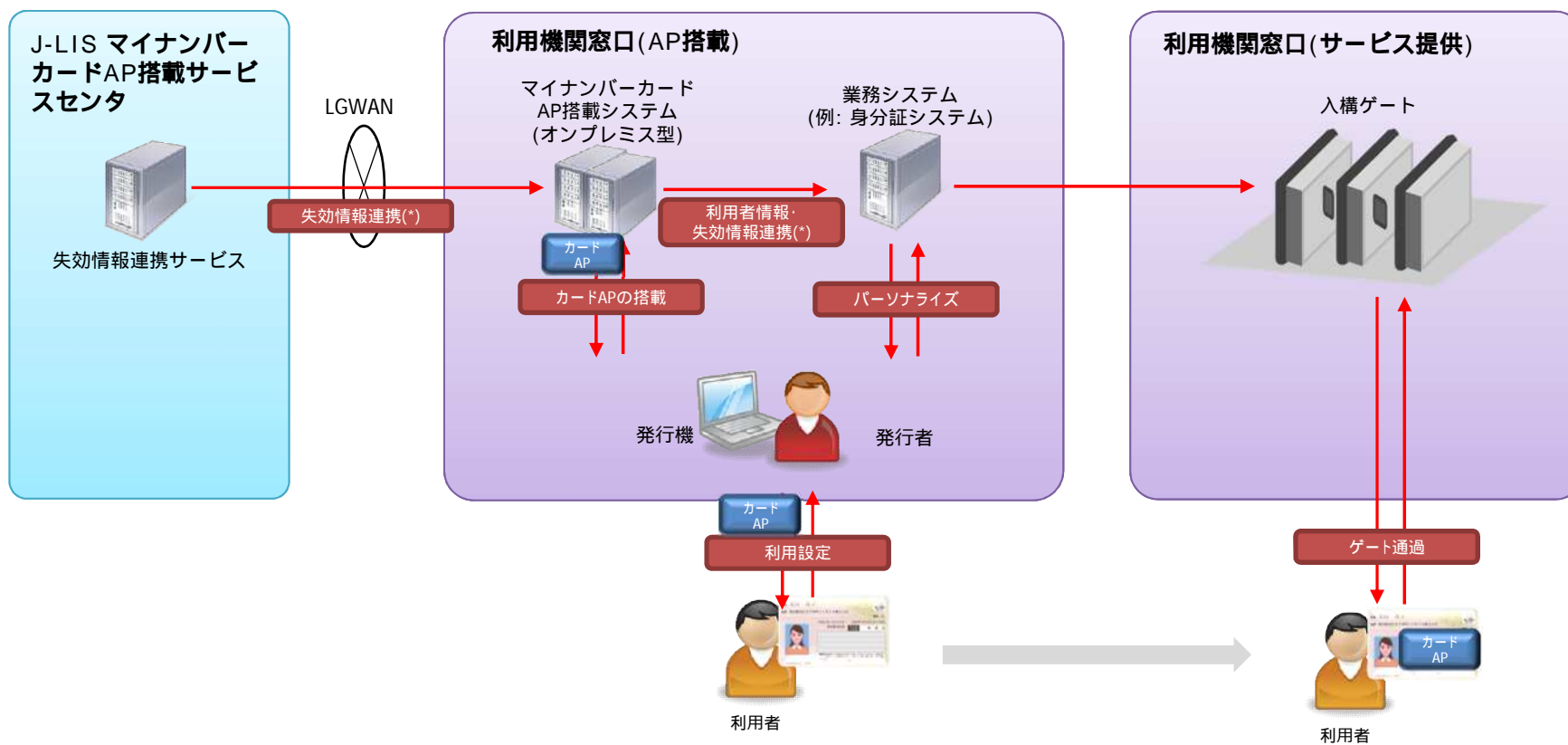
クラウドサービス型導入 (身分証の場合)



オンプレミスの導入イメージ

オンプレミス型導入は、利用機関内にシステム設置を行う方式であり、市町村・都道府県・独立行政法人・国のみ利用することが可能です。失効情報を受領するために、LGWANとの接続が必要です。

オンプレミス型導入 (身分証の場合)



導入スケジュール(クラウドサービス)

クラウドサービスの利用申込については、サービス開始の2ヶ月前くらいを目途に申し込みたい。

作業項目		期間				
		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
事前準備	導入要件の確認	■				
	スケジュール・手順の確認・作成	■	■			
	条例の制定・改正	■	■	■		
設計・申込み	サービス運用設計			■	■	
	ネットワーク・機器設計			■	■	
	ネットワーク・機器調達				■	■
	クラウド利用申込み・カードAP登録依頼書提出				■	■
設定・準備	クラウド設定(J-LIS作業)				■	■
	カードAP準備				■	■
	ネットワーク・機器				■	■
試験	動作確認試験					■
研修	操作研修					■
開始	サービス開始					

民間事業者の場合は、総務大臣の法基準適合性の確認が必要となります。

クラウドサービスとオンプレミスの費用比較(参考)

イニシャルコスト(初期導入経費)

(千円)

項目	クラウド	オンプレミス	内容
サーバー機器	—	1,200～	サーバ機器及びバックアップシステム
端末機器	200/台	200/台	端末以外に、ウイルスソフト、リーダライタを含む。
ネットワーク関連機器	200～	300～	小型L3スイッチを導入した場合
ソフトウェア関連	—	1,000～	Windows Server、Oracle、バックアップソフト等
導入SI作業	—	3,500～	端末、ネットワーク機器の設定費
業務システム改修費	1,000～	1,000～	AP内の利用者IDを業務システムに登録するための改修費
ネットワーク回線設定費	70～	—	
クラウド初期構築費	500～	—	クラウド環境の設定費、J-LISへの申請費
合計	1,970～	7,200～	

ランニングコスト(年間運用保守経費)

(千円)

項目	クラウド	オンプレミス	内容
機器等保守費	100～	500～	
サーバー等保守運用	—	700～	
ソフトウェア更新費用	—	500～	年に1回のバージョンアップ費用
コロケーション費用	—	600～	月50千円～を想定(1ラック250千円/月の1/5)
クラウド利用料	420～	—	リソース使用料、回線費、コロケーション費用等
サポート料	980	980	パッチ提供、バージョンアップツール提供、機能改善・追加、問合せ対応等
合計	1,700～	3,280～	

最小構成での金額です。金額は、千円単位で切り上げております。

上記とは別に、1 AP搭載当たり10円の運用費用が発生します。(民間事業者のみ)

マイナンバーカードAP搭載システムのサポートについて

クラウドサービスとオンプレミスの問合せサポート内容は次のとおりです。
 クラウドサービスにおいては、障害を検知した者が相手方に発生連絡を行う仕組みになっています。
 オンプレミスにおいては、行政機関等において障害対応を実施し、問合せサポートが必要な場合は、
 問合せ対応Webシステムにお問合せください。

項目	クラウドサービス		オンプレミス
サービス提供時間	8:00～22:00内で自由に設定可。 年末年始(12月29日～1月3日)を除く。		行政機関等の運用方針に従って策定
システム問合せ対応	「問合せ対応Webシステム」(平日9:00～18:00)にて対応予定		
障害発生時対応	クラウド側で検知	行政機関等登録連絡先に連絡	「問合せ対応Webシステム」 (平日9:00～18:00)にて対応 予定
	行政機関等側で検知	クラウド側に連絡	
メンテナンス時対応	計画メンテナンスの場合、10営業日前までに行政機関等登録メールアドレスに連絡予定		
行政機関等における端末機及びネットワーク機器等の障害等対応	行政機関等において機器の保守事業者と調整		

現時点での予定であり、今後の状況次第で変更になる可能性があります。